資料７－３

令和３年度（2021 年度）

# 北海道環境基本計画［第２次計画］改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果（案）

令和４年（2022 年）１月

北　　海　　道

# 目　　次


Ⅰ　はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

Ⅱ　点検・評価の具体的な進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　１　基本計画における規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　２　点検・評価を行う項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　３　点検・評価の流れ・方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

Ⅲ　分野別の点検・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　１　地域から取り組む地球環境の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　２　北海道らしい循環型社会の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
　３　自然との共生を基本とした環境の保全と創造 ・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
　４　安全・安心な地域環境の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３
　５　各分野に共通する施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４０

Ⅳ　重点事項別の点検・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
　１　野生生物と共生する社会づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
　２　地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成 ・・・・・・・・・・・・・ 54
　３　豊かな自然の次代への継承 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５９

Ⅴ　総合的な評価（３つの社会に係る評価） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

資料編
　指標群一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料編－１
　施策別点検・評価結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料編－６
　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料編－４０

## Ⅰ　はじめに

北海道環境基本計画［第２次計画］改定版（以下「基本計画」という。）では、その着実な推進を図るため、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしており、この度、令和２年度における施策の進捗状況等について取りまとめました。

なお、点検・評価に当たっては、令和２年度の取組結果と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連づけを行っています。

## Ⅱ　点検・評価の具体的な進め方

### １　基本計画における規定

点検・評価に関しては、基本計画において次のとおり規定しています。

第３章　計画の推進

（中略）

３　計画の進行管理

○　計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。

○　計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。

○　点検・評価はＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。

　また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。

○　点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページ等を通じて広く公表します。

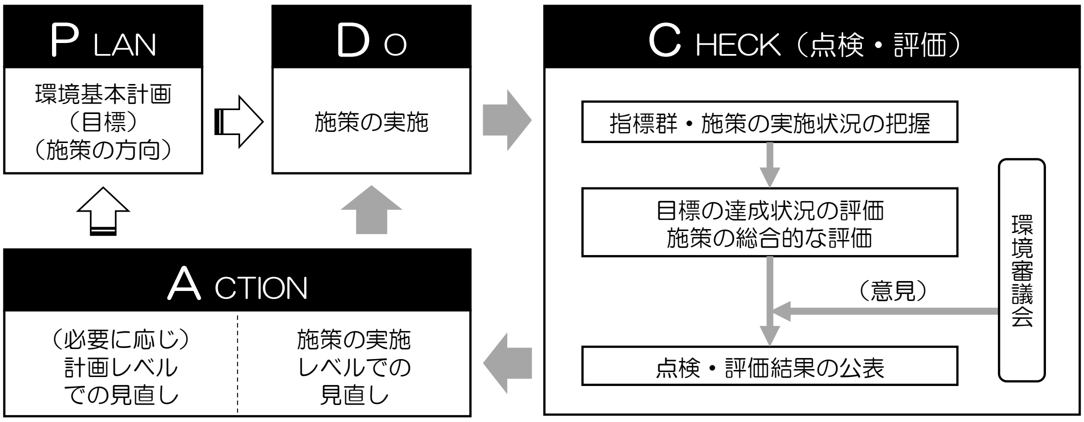


図　計画の進行管理イメージ

### ２　点検・評価を行う項目

点検・評価を行う項目は、次のとおりです。

（１）　基本計画に掲げる「分野」及び「道の施策（施策体系）」記載の項目ごと（５分野３２施策、表１参照）。

（２）　基本計画に掲げる「重点的に取り組む事項」（３項目、表２参照）。

なお、上記（１）及び（２）の進捗状況の傾向を明らかにするため、「分野」ごとに指標群（１２指標、１１個別指標、４６補足データ）を定めており（巻末資料参照）、これについても最新の数値を把握し、それぞれ評価しています。

表１　基本計画に掲げる「分野」及び「道の施策（施策体系）」

| 分　野 | | | 施策No. |
|---|---|---|---|
| | 施　策　体　系 | | |
| １　地域から取り組む地球環境の保全 | | | |
| | ①　地球温暖化対策の推進 | ア　低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 | １ |
| | | イ　地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入 | ２ |
| | | ウ　森林等における吸収源対策 | ３ |
| | | エ　気候変動への適応策の検討 | ４ |
| | ②　その他の地球環境保全対策の推進 | | ５ |
| ２　北海道らしい循環型社会の形成 | | | |
| | ①　３Ｒの推進 | | ６ |
| | ②　廃棄物の適正処理の推進 | | ７ |
| | ③　バイオマスの利活用の推進 | | ８ |
| | ④　リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興 | | ９ |
| ３　自然との共生を基本とした環境の保全と創造 | | | |
| | ①　自然環境等の保全及び快適な環境の創造 | ア　すぐれた自然環境の保全 | １０ |
| | | イ　公益的な機能の高い森林の保全 | １１ |
| | | ウ　快適な環境の保全と創造 | １２ |
| | | エ　北海道らしい景観の形成 | １３ |
| | ②　知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用 | | １４ |
| | ③　自然とのふれあいの推進 | ア　自然とのふれあいの場と機会の確保 | １５ |
| | | イ　自然の適正な利用 | １６ |
| | | ウ　飼養動物の愛護と管理 | １７ |
| | ④　野生生物の保護管理 | ア　希少野生動植物種の保護 | １８ |
| | | イ　外来種の防除の推進 | １９ |
| | | ウ　野生鳥獣の適正な保護管理 | ２０ |
| ４　安全・安心な地域環境の確保 | | | |
| | ①　大気、水などの生活環境の保全 | ア　大気環境の保全 | ２１ |
| | | イ　水環境の保全 | ２２ |
| | | ウ　騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策 | ２３ |
| | ②　化学物質等による環境汚染の未然防止 | | ２４ |
| | ②　　その他の生活環境保全対策 | | ２５ |
| ５　各分野に共通する施策の展開 | | | |
| | ①　環境に配慮する人づくりの推進 | ア　環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着 | ２６ |
| | | イ　民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進 | ２７ |
| | ②　環境と経済の好循環の創出 | ア　環境に配慮した事業活動の推進 | ２８ |
| | | イ　環境と調和した産業の展開 | ２９ |
| | | ウ　環境ビジネスの振興 | ３０ |
| | ③　環境と調和したまちづくり | | ３１ |
| | ④　基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組） | | ３２ |

表２　基本計画に掲げる「重点的に取り組む事項」（３項目）

| |
|---|
| １　野生生物と共生する社会づくり |
| ２　地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成 |
| ３　豊かな自然の次代への継承 |

# ３　点検・評価の流れ・方針

点検･評価は、まず、前述した２（１）の３２施策ごとに、「当該年度の主な取組・進捗状況」、「課題」、「今後の方向」及び「関連指標群の状況」を把握した上で、それを「分野」ごと及び「重点的に取り組む事項」ごとに取りまとめて、「分野別」、「重点事項別」の点検・評価を行いました。

■　点検・評価の流れ

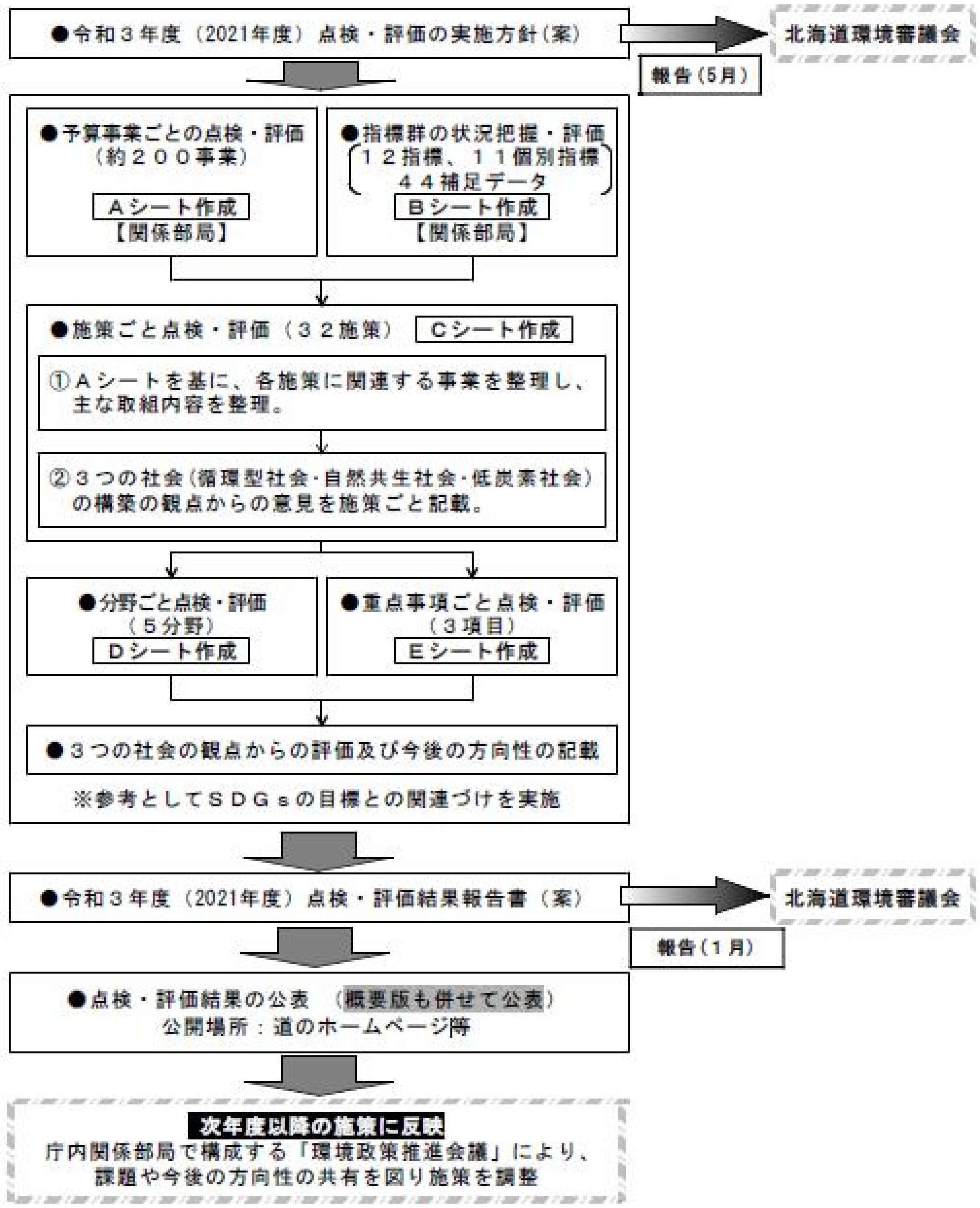


※ＳＤＧｓの関連付けの流れ
- ●Ａシート　各事業の目的等から関連するターゲットを抽出
- ●Ｃシート　Ａシートを基に、各施策と関連するゴールを抽出
- ●Ｄシート　Ｃシートを基に、分野ごとに関連するゴールを抽出
- ●Ｅシート　Ｃシートを基に、重点項目ごとに関連するゴールを抽出

（Ｃ～Ｅシート →）報告書（案）

■　ＳＤＧｓの目標の関連づけの流れ

北海道では、平成３０年４月に「北海道ＳＤＧｓ推進本部」を設置し、平成 30 年 12 月に策定した「北海道ＳＤＧｓ推進ビジョン」のもとに各部局が一体となってＳＤＧｓ推進に向けた取組を展開することとしていることから、その一環として、令和２年度の取組結果と SDGｓ（持続可能な開発目標）との関連づけを示すこととしました。

●予算事業ごとの点検・評価（約２００事業）

計画に位置づけられている各事業の目的等から、関連するＳＤＧｓのターゲットを抽出

Ａシート作成

【関係部局】

↓

●施策ごとの点検・評価（３２施策）

Ａシートを基に、各施策と関連するＳＤＧｓのゴールを抽出

Ｃシート作成

【環境政策課】

↓

●分野ごとの点検・評価（５分野）

Ｃシートを基に、

各分野と関連するＳＤＧｓのゴールを抽出

【環境政策課】

●重点事項ごとの点検・評価（３項目）

Ｃシートを基に、

各重点事項と関連するＳＤＧｓのゴールを抽出

【環境政策課】

↓

●令和３年度点検・評価（報告書）案

【環境政策課】

# 1　地域から取り組む地球環境の保全

■施策分野の目標とその達成状況

| 目　　標 | 二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制する |
|---|---|
| 達成状況 | 平成２９年度の温室効果ガス排出量は 7,064 万 t-CO2 であり、基準年（平成２年度）と比べ、0.2%の減少となっておりますが、目標の達成に向けては更なる取組が必要です。<br>なお、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、民生（家庭）部門、運輸部門の排出割合が全国に比べて高くなっています。 |

| 目　　標 | バイオマスや風力などの利活用による新エネルギーの導入を推進する |
|---|---|
| 達成状況 | 発電分野における新エネルギー導入量は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入（平成 24 年 7 月）を契機に太陽光やバイオマスなどの導入が進んだ結果、近年は実績値が伸びており、令和元年度実績において目標を達成しています。<br>エネルギー地産地消の取組支援などにより、地域の特性を活かした熱利用分野における新エネルギー導入量は、基準年（平成 24 年度）より増加していますが、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。 |

| 目　　標 | 化石燃料への依存の少ないライフスタイルや事業活動を推進する |
|---|---|
| 達成状況 | 平成２９年度の道民一人当たりの排出量は１１．8t-CO2 であり、全国平均の９．４t-CO2/人よりも高い値となっています。<br>平成２９年度の本道の環境効率性は、３２５t-CO2/億円となり、経済規模に比した環境負荷（二酸化炭素排出量）は前年度から横ばいで推移していますが、令和元年度の低公害車の普及台数は前年度に比べて、約 30,000 台の増となっており、低公害車の普及が進んでいます。<br>平成 30 年度の道内の産業部門エネルギー消費原単位は前年度と比べて 2.6GJ/百万円減少し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく対策など各事業者の省エネの取組が進んでおり、平成 30 年度の道内の家庭部門エネルギー消費原単位も、前年度に比べ 1.8 ポイント減少しておりますが、業務部門消費原単位は近年横ばいの状況であり、運輸部門は前年度に比べ 0.7 ポイント増加しています。 |

| 目　　標 | 二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備を推進する |
|---|---|
| 達成状況 | 適切な森林づくりが計画的に行われた結果、森林の蓄積は増加しており、目標の達成に向けて順調に推移しています。 |

| 目　　標 | フロン類の管理の適正化などを推進する |
|---|---|
| 達成状況 | 令和元年度のフロン類の回収量は、前年度と比べて約２７，０００kg増加しており、近年増加傾向となっております。 |

■関連指標群の状況

| 関連指標群<br>【関連指標等№.】 | 内　容 | |
|---|---|---|
| **関連指標１－指―①** | 計画策定時の現状<br>（基準年） | 7,205 万 t-$CO_2$<br>（平成　２年度） |
| **温室効果ガス排出量** | 実績 | 7,064 万 t-$CO_2$<br>（平成 29 年度） |
| | 目標数値等 | 6,701 万 t-$CO_2$<br>（令和２年度） |
| | 平成 29 年度の温室効果ガス排出量は、7,064 万 t-$CO_2$ であり、基準年と比べ 0.2%減少しておりますが、目標の達成に向けては更なる取組が必要です。<br>なお、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、民生（家庭）部門、運輸部門の排出割合が全国に比べて高くなっています。<br>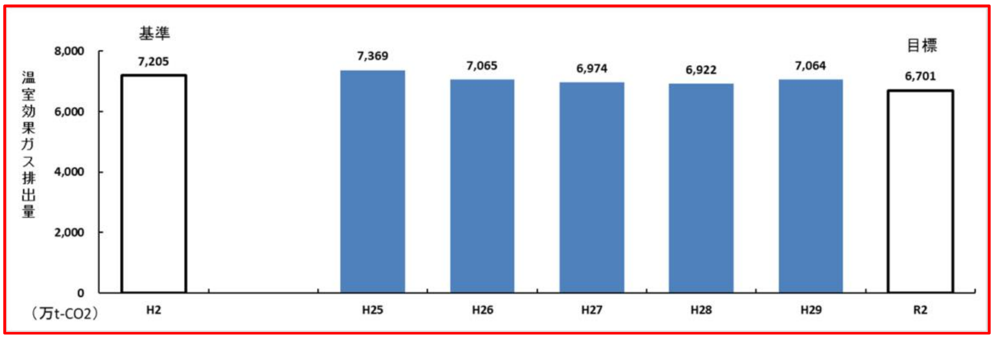 | |
| **関連指標１－指―②** | 計画策定時の現状<br>（基準年） | 5,866 百万ｋWh<br>（平成 24 年度） |
| **新エネルギー導入量<br>発電分野<br>（発電電力量）** | 実績 | 8,786 百万ｋWh<br>（令和元年度） |
| | 目標数値等 | 8,115 百万ｋWh<br>（令和２年度） |
| | 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入（平成 24 年７月）を契機に太陽光やバイオマスなどの導入が進んだ結果、近年は実績値が伸びており、令和元年度実績において目標を達成しています。<br>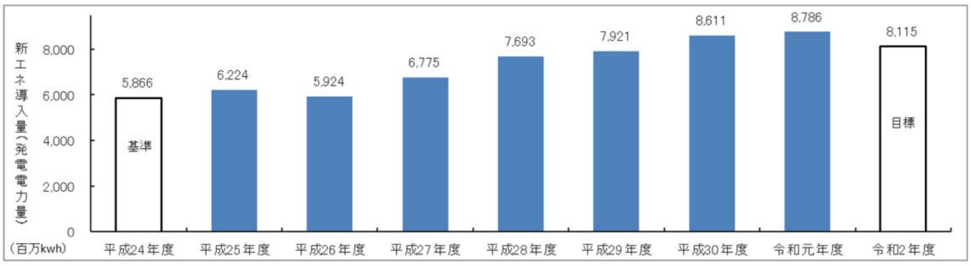 | |

<table>
<tr><th>関連指標群<br>【関連指標等No.】</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td>関連指標１－指－③</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>12,257ＴＪ<br>（平成 24 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">新エネルギー導入量<br>熱利用分野</td><td>実績</td><td>14,578ＴＪ<br>（令和元年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>20,133ＴＪ<br>（令和２年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">エネルギー地産地消の取組支援などにより、バイオマスを中心に地域の特性を活かした熱利用は、基準年（平成 24 年度）より増加していますが、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。<br>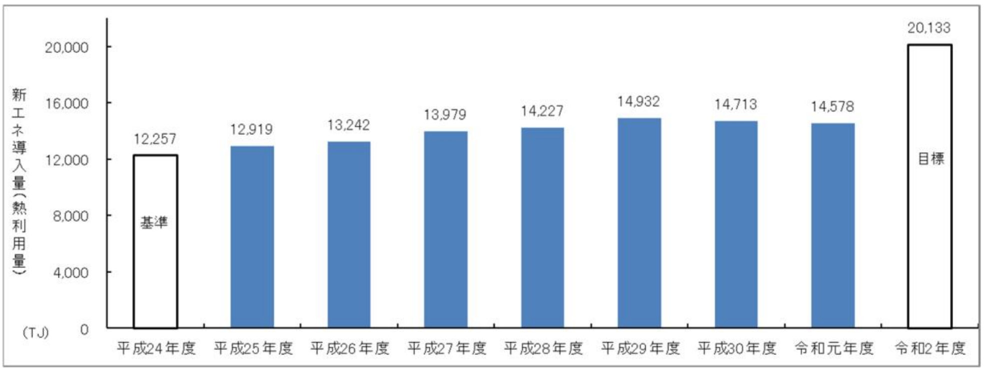</td></tr>
<tr><td>関連指標１－個－①</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>782 百万m$^3$<br>（平成 27 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">森林の蓄積と<br>地球温暖化防止機能</td><td>実績</td><td>820 百万m$^3$<br>（令和元年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>835 百万m$^3$<br>（令和８年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">適切な森林づくりが計画的に行われた結果、森林の蓄積は増加しており、目標の達成に向けて、順調に推移しています。<br>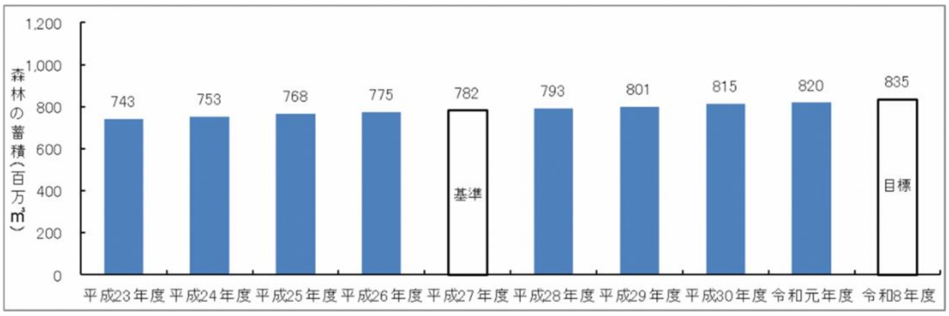</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－①<br>一人当たりの二酸化炭素排出量</td><td colspan="2">平成 29 年度の道民一人当たりの排出量は 11.8t-CO2 であり、全国平均の 9.4t-CO2/人よりも高い値となっています。<br>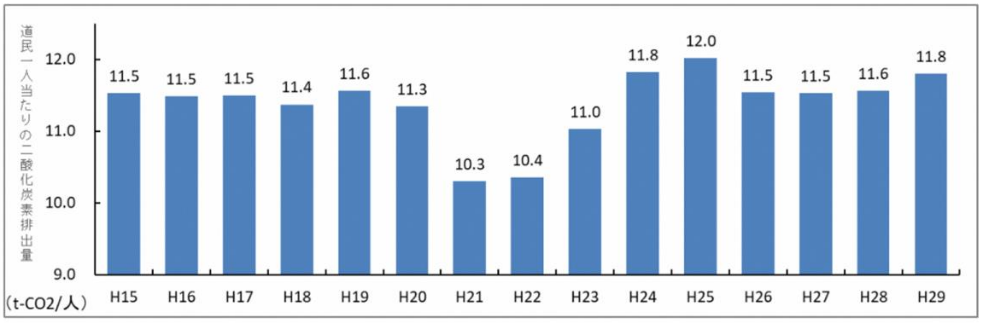</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>関連指標群<br>【関連指標等No.】</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－②<br>部門別<br>二酸化炭素排出量</td><td>平成 29 年度の排出割合は産業部門及び民生（家庭）部門が高い状況です。

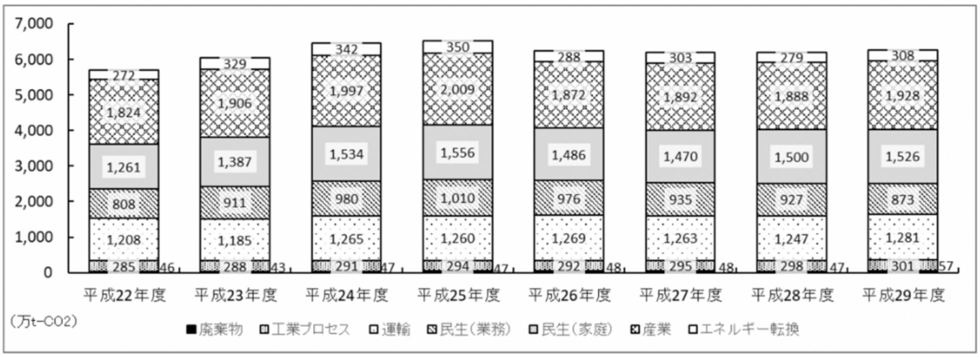
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－③<br>環境効率性</td><td>平成 29 年度の本道の環境効率性は、325t-CO2/億円となり、前年度に比べて、経済規模に比した環境負荷（二酸化炭素排出量）は減少しています。

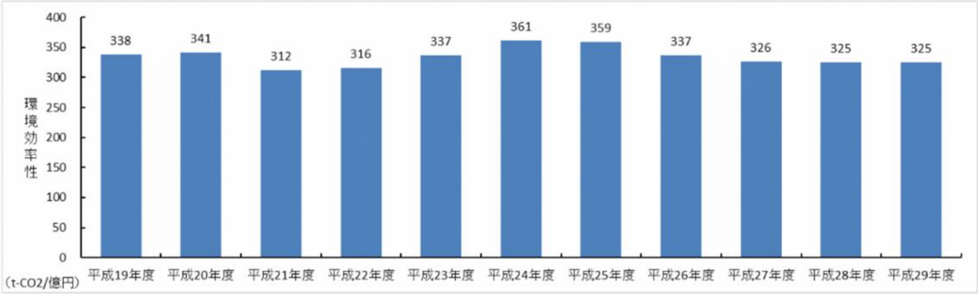
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－④<br>低公害車の普及台数</td><td>令和元年度の低公害車の普及台数は前年度に比べて、約 30,000 台の増となっており、低公害車の普及が進んでいます。

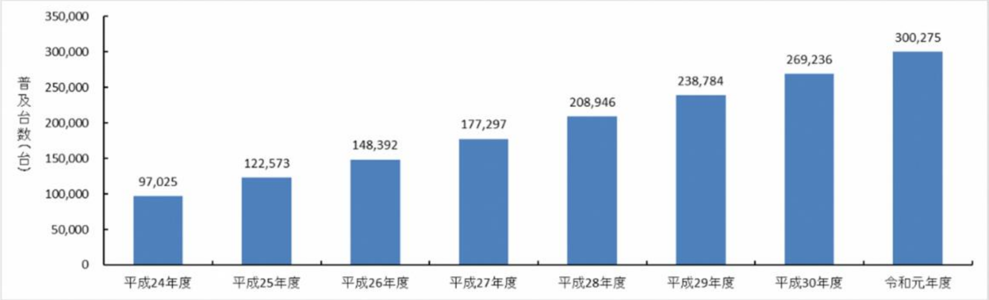
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－⑤<br>産業部門エネルギー<br>消費原単位</td><td>平成 30 年度の道内の産業部門エネルギー消費原単位は前年度と比べて 2.6GJ/百万円減少しており、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく対策など各事業者の省エネの取組が進んでいます。

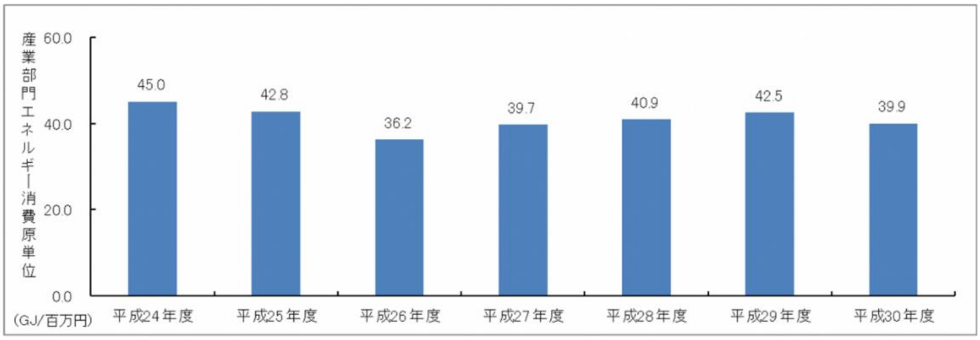
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>関連指標群<br>【関連指標等No.】</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－⑥<br>家庭部門エネルギー<br>消費原単位</td><td>

平成 30 年度の道内の家庭部門エネルギー消費原単位は、前年度に比べ 1.8 ポイント減少しております。

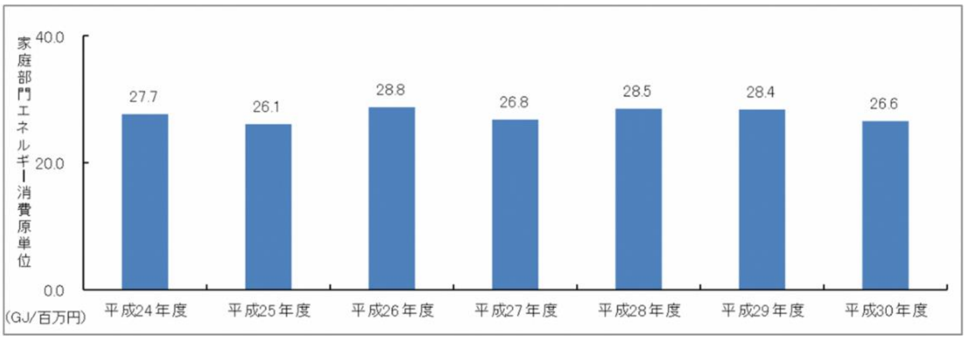


</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－⑦<br>業務部門エネルギー<br>消費原単位</td><td>

平成 30 年度の道内の業務部門エネルギー消費原単位は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく対策など、ＬＥＤや省エネ型ＩＴ機器、コージェネレーションの導入や節電の取組が進んでおりますが、近年横ばいの状況です。

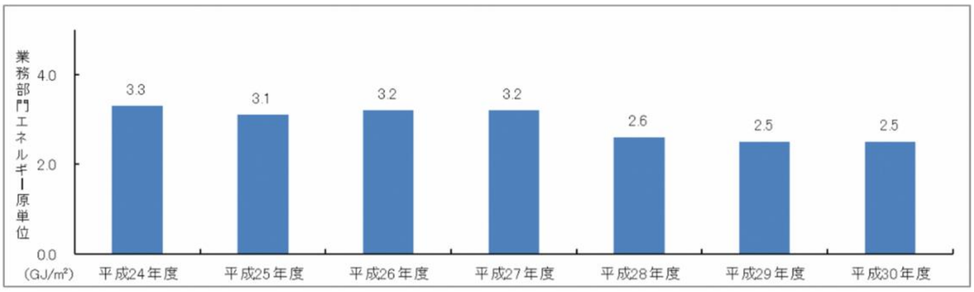


</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－⑧<br>運輸部門エネルギー<br>消費原単位</td><td>

平成 30 年度の道内の運輸部門エネルギー消費原単位は、前年度に比べ 0.7 ポイント増加しました。

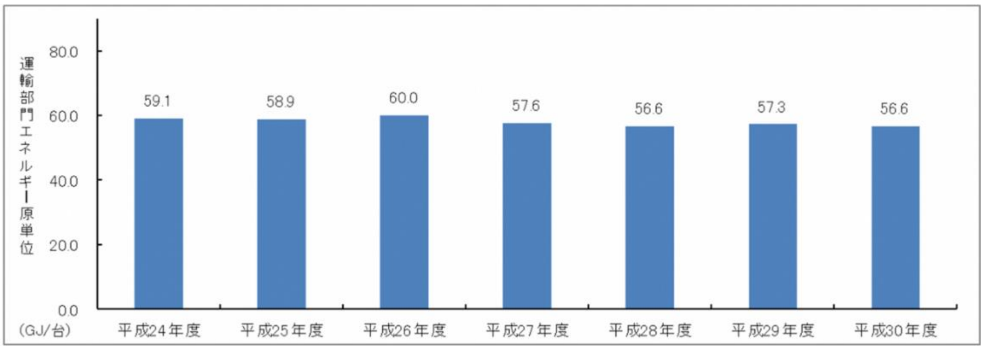


</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>１－補－⑨<br>フロン排出抑制法に<br>基づくフロン類の<br>回収量・破壊量</td><td>

令和元年度のフロン類の回収量は、前年度と比べて約 27,000kg 増加しており、近年、増加傾向となっております。

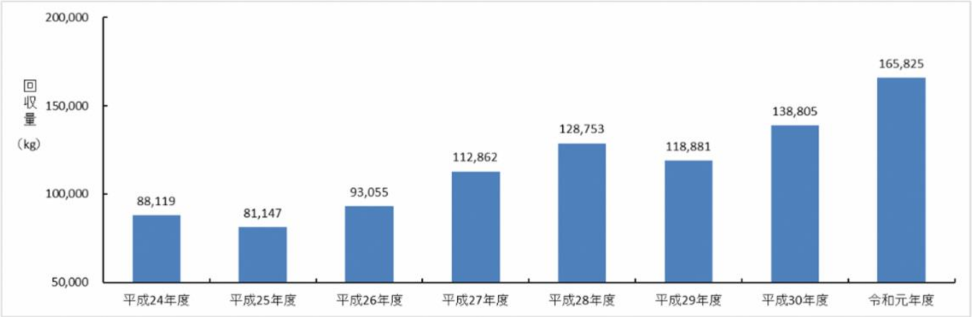


</td></tr>
</table>

■令和２年度の主な取組

《低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換》

○　地球温暖化防止活動推進員（23名）を配置し、道内各地で普及啓発活動を実施（21件）し、道民、事業者に対する地球温暖化防止に関するフォーラムの開催したほか、過去のガイアナイトの様子をまとめた動画作成や各振興局による普及啓発を通じて、地球環境問題について考え、温暖化対策の実践を呼びかける取組を実施しました。

○　自動車からの温室効果ガス削減に繋がるエコドライブの普及促進を図るため、普及啓発事業（イベント21回、出前講座1回、パネル展1回）の開催や、啓発資材（リーフレット、軍手、ポケットティッシュ、動画）の作成・配布、エコドライブ推進校制度の周知などにより、エコドライブの浸透・定着を図りました。

○　地球温暖化防止を目的とした「北海道クールあいらんどキャンペーン」（5月～10月・3,734事業所参加）や「北海道あったまろうキャンペーン」（11月～４月・3,730事業所参加）など、民間企業と連携した取組を行いました。

○　「北海道水素社会実現戦略ビジョン」に掲げる水素サプライチェーンの構築を着実に推進するための「水素サプライチェーン構築ロードマップ」に従い、オンラインのほか各地でFCVやエネファームの普及啓発（全道4カ所5回）を開催するなど、水素社会の実現に向けた機運醸成・理解促進を図る取組を行いました。

○　省エネの取組を進めるため、節電・省エネへの取組に対する意識喚起のため道内各家庭や事業所等にリーフレットを配布しました。

○　北国の気候風土に適した住まいである北方型住宅の普及推進に取り組み、「民間住宅施策推進会議」での有識者等の意見を踏まえ、省エネ基準等を強化した基準「北方型住宅2020」を新設したほか、技術者の技術の向上を図るため、「きた住まいる技術講習会」をオンライン開催しました。

○　交通渋滞緩和のために高度道路交通システム（ＩＴＳ）を推進するとともに、信号機を高度化（集中制御機の更新72基）し交通流を円滑化したことにより自動車からの温室効果ガスの削減を図ったほか、ＬＥＤ化により信号灯器等の省エネ化を図りました。

《地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入》

○　「省エネルギー・新エネルギー普及啓発展」の開催や省エネルギー・新エネルギー関連助成制度を一覧できるホームページの作成・周知を行うなど、道民や道内事業者に対し広く普及啓発活動を実施しました。

○　新エネルギーの地産地消を拡大するため、地域における先駆的なエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対し、事業化の支援（継続：4件）等を行ったほか、新エネルギー導入に向けた設計（3件）及び設備導入（6件）、地熱井の掘削（1件）について支援を行いました。

○　新エネルギー導入可能性調査の実施支援（1件）や、地熱・温泉熱の具体的な活用方法の検討を進めるためのアドバイザーを派遣（1件）のほか、地域における新エネルギー導入に向けたコーディネーターを派遣（14市町村）しました。

○　小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に取り組む市町村等に対して技術・経営の両面からアドバイス（4町）を行い、オンラインで「小水力発電研修会」を開催（20市町村）しました。

《森林等における吸収源対策》

○　市町村が間伐等の森林整備や公共施設等における木材利用などの事業を円滑に実施できるよう、市町村職員を対象とした研修会の開催や相談窓口を設置したほか、道が保有する森林情報を共有するシステムの機能の充実などに取り組みました。

○　森林整備への理解促進とカーボン・オフセットの認知度向上及び市場の拡大を図るため、森林吸収系オフセット・クレジットを発行する道内市町村との同時販売や植樹イベントを実施しました。

《気候変動への適応策の検討》

○　気候変動への「適応」に対する道民や事業者等の理解を促進するため、関係機関との共催によるセミナー（札幌市）を開催したほか、国のプラットフォーム等を活用した情報収集や、道のホーム

ページによる情報発信を実施しました。また、「適応」の取組を推進するため、情報の収集・提供や助言等を行う拠点として「北海道気候変動適応センター」を設置しました。

### 《その他の地球環境保全対策の推進》

○　海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物の回収処理事業や普及啓発を実施したほか、北海道海岸漂着物対策推進計画の見直しを行いました。

○　「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づくフロン類充填回収業者等の登録手続きや立入検査の実施などにより、フロン類の適正管理に係る指導・助言を行ったほか、フロン類使用機器の管理者や充填回収業者など関係事業者・団体からなる「北海道フロン類適正管理推進会議」の場において、課題の共有や情報交換を行うなど、関係団体と協力し、法の周知等を図りました。

## ■課題と今後の方向

○　平成29年度の本道の温室効果ガスの排出量は基準年（平成２年度）と比べ0.2%の減少となっておりますが、目標の達成に向けては更なる取組が必要です。また、温室効果ガスの約９割を占める二酸化炭素について、依然として道民一人当たりの排出量が全国平均を上回っていることや、産業部門、民生（家庭）部門からの排出割合が高いことから、道民、事業者、市町村等の連携・協働のもと、「緩和」と「適応」を両輪とする地球温暖化対策を推進するとともに、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を目的に、道民・事業者の温暖化防止行動を促進するための普及啓発や将来のエネルギー源として期待される水素の普及啓発、自発的な環境活動の促進、省エネ・再エネの促進など、全庁的に関連施策を推進します。

○　近年、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入などにより発電分野における新エネルギー導入量の実績値は伸びていますが、熱利用分野における新エネルギー導入量は目標の達成に向けては遅れが見られることから、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入を進めるため、引き続き省エネ促進・再エネ導入に対する支援などを実施していきます。

○　適切な森林づくりが計画的に行われた結果、森林の蓄積は増加していますが、「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき、引き続き間伐や伐採後の着実な再造林など適切な森林の整備・保全、地域材の利用促進や木質バイオマスのエネルギー利用の促進、道民参加の森林づくりなどの施策を総合的に推進します。

○　気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、「北海道気候変動適応計画」に基づき道の施策に適応の視点を組み込むとともに、関係機関等と連携しながら「北海道気候変動適応センター」を中心として必要な情報の収集・提供や技術的助言などを行うことにより、本道の適応の取組を推進します。

○　フロン類の管理適正化の促進については、フロン排出抑制法により業務用冷凍空調設備の管理者による適正な管理が義務づけられたほか廃棄時の規制が強化されたことから、フロン類の適正な管理を推進するため、幅広い周知を行います。
　また、海岸漂着物の回収および処理の支援については、地方負担の軽減のため、引き続き必要な予算額の確保などを国に要望するとともに、「北海道海岸漂着物対策推進計画」に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進します。

## ■施策分野の取組とＳＤＧｓの目標（ゴール）

令和２年度の取組結果について、ＳＤＧｓの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。

## ２　北海道らしい循環型社会の形成

■施策分野の目標とその達成状況

| 目　　標 | 廃棄物等の発生・排出を抑制し、循環資源の循環的利用を推進する |
|---|---|
| 達成状況 | 平成３０年度の一般廃棄物と産業廃棄物の合計最終処分量は基準年（平成２９年度）と比べてほぼ同量で、令和元年度の一人１日当たりの一般廃棄物排出量も基準年（平成２９年度）から横ばいで推移しています。また、産業廃棄物の排出量は基準年（平成２９年度）に比べほぼ同量ですが、いずれも目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。<br>令和元年度の一般廃棄物のリサイクル率は基準年（平成２９年度）に比べて１．１ポイント減少しており、目標の達成に向けては遅れが見られることから更なる取り組みが必要ですが、産業廃棄物の再生利用率は基準年（平成２９年度）に比べて１．２ポイント増加しており、目標の達成向け概ね順調に推移しています。 |

| 目　　標 | 廃棄物の適正処理を推進する |
|---|---|
| 達成状況 | 令和 2 年度の本道の産業廃棄物処理業者の優良認定業者数は 66 社と、前年度と比べて 2 社増え、認定数は年々増加しています。 |

| 目　　標 | 廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用を推進する |
|---|---|
| 達成状況 | 平成 30 年度の廃棄物系バイオマス利活用率は 90.4%であり、また、未利用バイオマス利活用率は 81.4%となっており、基準年（平成 24 年度）に比べ、いずれも目標を達成していますが、令和２年度の本道のバイオガスプラント施設数は、145 基となっているほか、本道のバイオマス活用推進計画等策定市町村数は 54 市町村となっており、いずれも近年、横ばいとなっています。 |

| 目　　標 | リサイクル関連産業を振興し、循環型社会ビジネス市場の拡大を図る |
|---|---|
| 達成状況 | 北海道認定リサイクル製品は、令和２年度までに１７６製品を認定していますが、更新をせずに失効する製品もあるため、減少傾向となっています。<br>また、グリーン購入を組織的に取り組んでいる市町村数は、平成 26 年度以降道内全市町村となっています。 |

■関連指標群の状況

<table>
<tr><td>関連指標群<br>【関連指標等No.】</td><td colspan="2">内　　容</td></tr>
<tr><td>関連指標２－指－①</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>15.7%<br>（平成 29 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">循環利用率</td><td>実績</td><td>15.7%<br>（平成 29 年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>17%<br>（令和６年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 29 年度の本道の循環利用率は 15.7%となっており、目標の達成に向けて更なる取組が必要です。<br>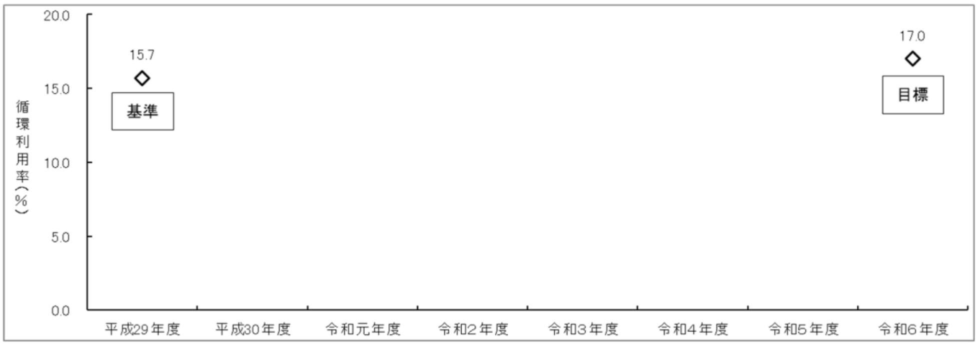</td></tr>
<tr><td>関連指標２－指－②</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>100 万ｔ<br>（平成 29 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">最終処分量</td><td>実績</td><td>100 万ｔ<br>（平成 30 年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>82 万ｔ<br>（令和６年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 30 年度の本道の廃棄物の最終処分量は、100 万ｔとなっており、基準年（平成 29 年度）から横ばいとなっていますが、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。<br>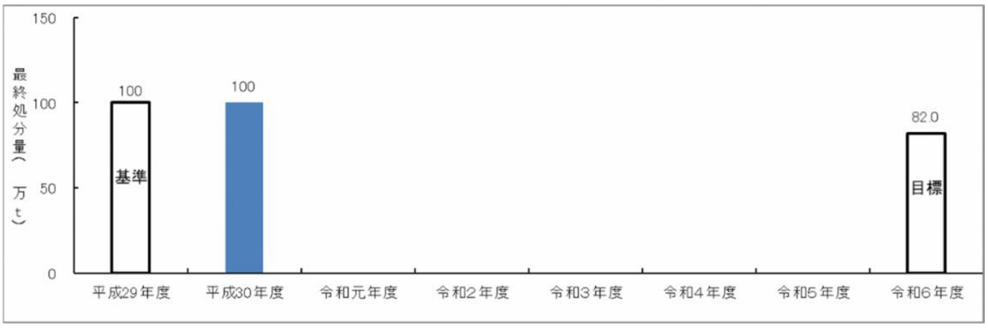</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>関連指標群<br>【関連指標等No.】</th><th colspan="2">内　容</th></tr>
<tr><td>関連指標２－指―③</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>89.8%<br>（平成 28 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃棄物系バイオマス<br>利活用率<br>（発生量ベース）</td><td>実績</td><td>90.4%<br>（平成 30 年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>90%<br>（令和 4 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 30 年度の本道の廃棄物系バイオマス利活用率は、90.4%となっており、基準年（平成 28 年度）に比べ、0.6 ポイント上昇しており、目標を達成しています。<br>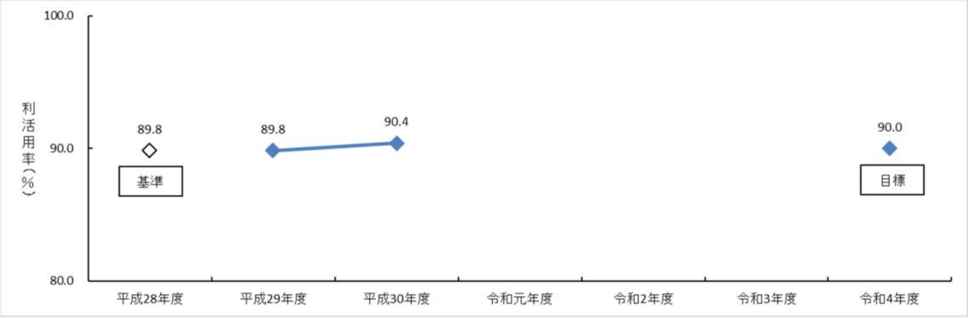<br></td></tr>
<tr><td>関連指標２－指―④</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>71.5%<br>（平成 28 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">未利用バイオマス<br>利活用率<br>（発生量ベース）</td><td>実績</td><td>81.4%<br>（平成 30 年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>70%<br>（令和 4 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 30 年度の本道の未利用バイオマス利活用率は、81.4%となっており、基準年（平成 28 年度）に比べ、9.9 ポイント増加しており、目標を達成しています。<br>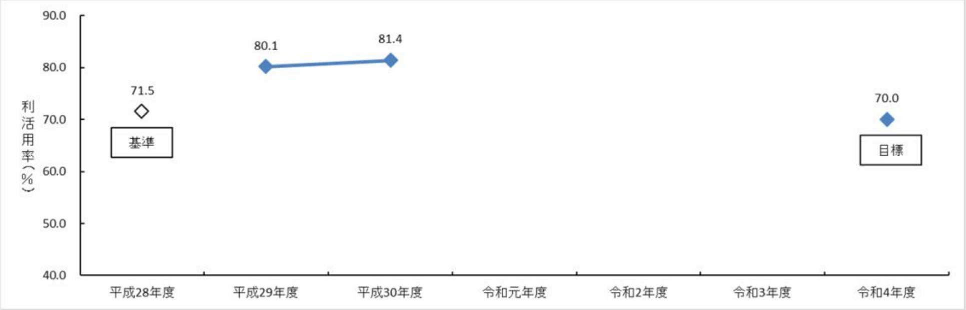<br></td></tr>
<tr><td>個別指標２－個―①</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>961ｇ/人・日<br>（平成 29 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般廃棄物の排出量<br>（一人１日当たり）</td><td>実績</td><td>960ｇ/人・日<br>（令和元年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>900ｇ/人・日<br>（令和 6 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和元年度の本道の一般廃棄物の排出量（一人１日当たり）は、960ｇとなっており、基準年（平成 29 年度）に比べ、横ばいとなっており、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。<br>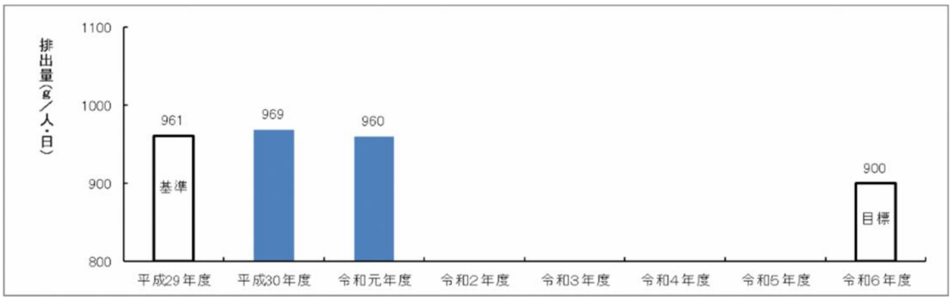<br></td></tr>
</table>

| 関連指標群【関連指標等No.】 | 内　　容 | |
|---|---|---|
| **個別指標２－個―②** | 計画策定時の現状（基準年） | 3,874 万ｔ（平成 29 年度） |
| **産業廃棄物の排出量** | 実績 | 3,917 万ｔ（平成 30 年度） |
| | 目標数値等 | 3,750 万ｔ（令和６年度） |

平成 30 年度の本道の産業廃棄物の排出量は 3,917 万ｔとなっており、基準年（平成 29 年度）に比べ、横ばいとなっておりますが、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。

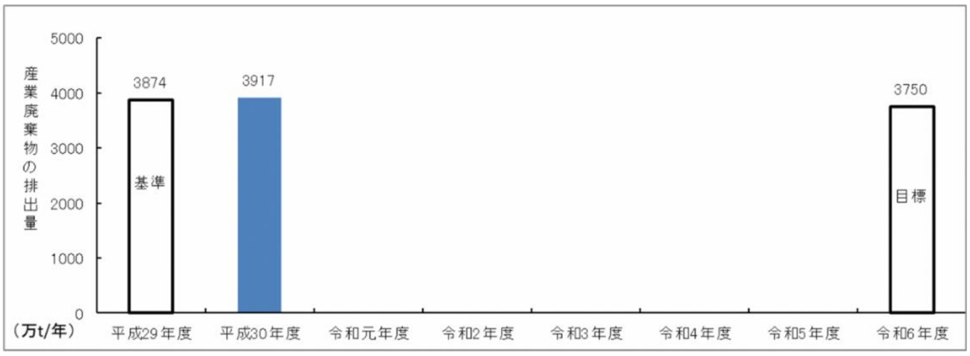


| 関連指標群【関連指標等No.】 | 内　　容 | |
|---|---|---|
| **個別指標２－個―③** | 計画策定時の現状（基準年） | 24.3%（平成 29 年度） |
| **一般廃棄物のリサイクル率** | 実績 | 23.2%（令和元年度） |
| | 目標数値等 | 30%（令和６年度） |

令和元年度の本道の一般廃棄物のリサイクル率は、23.2%となっており、基準年（平成 29 年度）に比べ、1.1 ポイント減少しており、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。

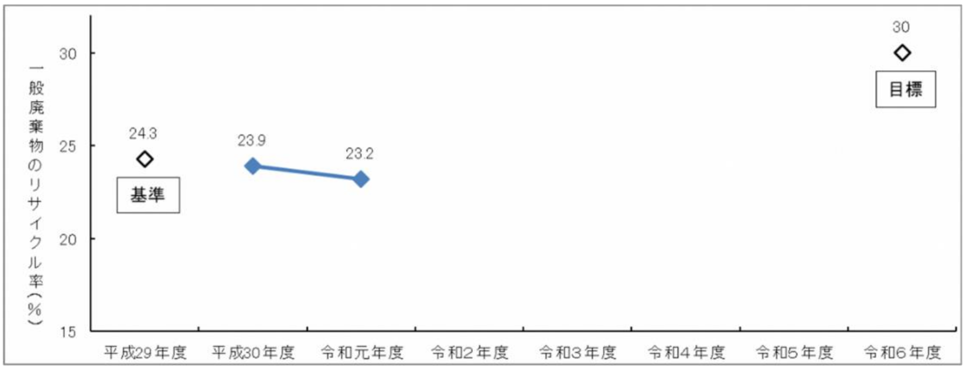


| 関連指標群【関連指標等No.】 | 内　　容 | |
|---|---|---|
| **個別指標２－個―④** | 計画策定時の現状（基準年） | 55.5%（平成 29 年度） |
| **産業廃棄物の再生利用率** | 実績 | 56.7%（平成 30 年度） |
| | 目標数値等 | 57.0%（令和６年度） |

平成 30 年度の本道の産業廃棄物の再生利用率は 56.7%であり、基準年（平成 29 年度）に比べ 1.2 ポイント増加しており、目標の達成に向け概ね順調に推移しています。

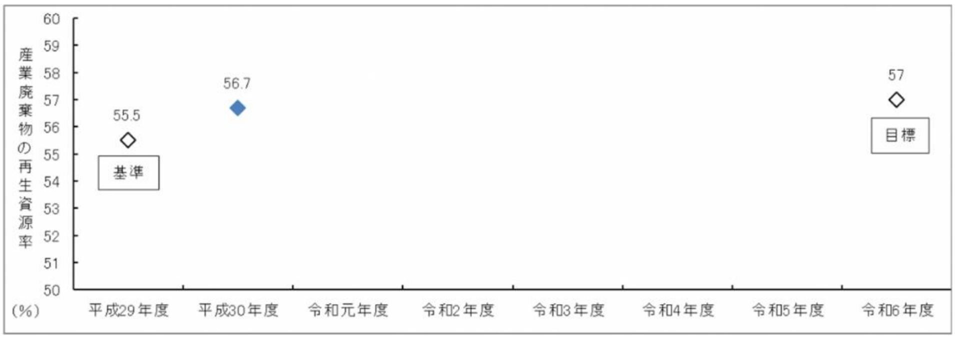

| 関連指標群<br>【関連指標等No.】 | 内　容 |
|---|---|
| 【補足データ】<br>２－補－①<br>資源生産性 | 平成 29 年度の本道の資源生産性は、13.9 万円/トンとなっており、平成 19 年度から横ばいの状況です。<br>※北海道循環型社会形成推進基本計画の改定に併せて算定することとしています。 |

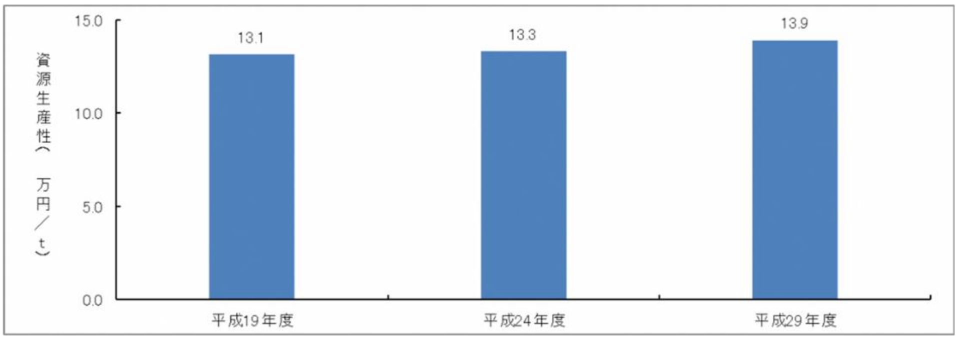


| 関連指標群<br>【関連指標等No.】 | 内　容 |
|---|---|
| 【補足データ】<br>２－補－②<br>産業廃棄物処理業者の優良認定業者数 | 令和２年度の本道の産業廃棄物処理業者の優良認定業者数は 66 社と、前年度と比べて２社増え、認定数は年々増加しています。 |

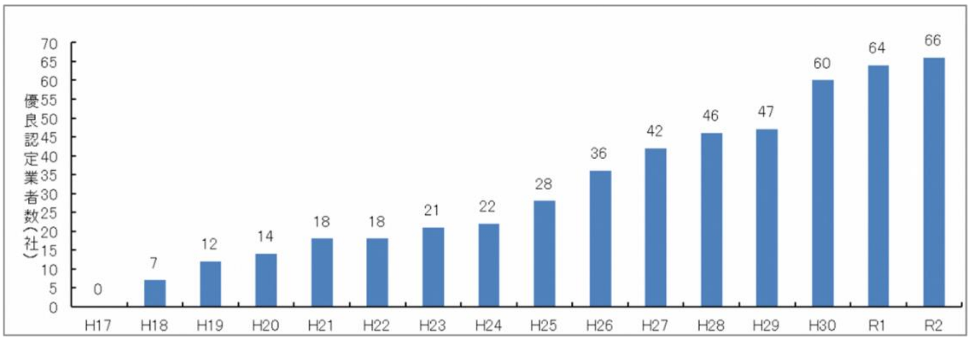


| 関連指標群<br>【関連指標等No.】 | 内　容 |
|---|---|
| 【補足データ】<br>２－補－③<br>廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量 | 平成 30 年度の本道の廃棄物系バイオマスの発生量及び利活用量は、下表のとおりとなっています。 |

| 区分 | 種類 | 発生量 | | 利活用仕向量 | | 利活用率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 湿潤重量 | 炭素量換算 | 湿潤重量 | 炭素量換算 | (炭素量ﾍﾞｰｽ) |
| 一般廃棄物 | 紙類（一般廃棄物） | 1,161,435 | 412,658 | 645,000 | 229,169 | 55.5% |
| 一般廃棄物 | 集団回収・業者回収<br>資　源　ご　み | 645,000 | 229,169 | 645,000 | 229,169 | 100.0% |
| 一般廃棄物 | 可燃・不燃・混合 | 516,435 | 183,489 | 0 | 0 | 0.0% |
| 一般廃棄物 | 生活系・事業系生ごみ | 525,042 | 22,511 | 60,738 | 2,604 | 11.6% |
| 一般廃棄物 | し尿等 | 609,752 | 7,727 | 129,291 | 1,638 | 21.2% |
| | **小計** | **2,296,229** | **442,895** | **835,030** | **233,411** | **52.7%** |
| 産業廃棄物 | 有機性汚泥 | 7,034,154 | 216,974 | 6,861,042 | 201,454 | 92.8% |
| 産業廃棄物 | 下水汚泥 | 4,343,067 | 40,026 | 3,947,884 | 36,384 | 90.9% |
| 産業廃棄物 | 紙　くず | 10,050 | 3,571 | 7,551 | 2,683 | 75.1% |
| 産業廃棄物 | 木　くず | 558,187 | 245,770 | 499,257 | 219,823 | 89.4% |
| 産業廃棄物 | 動植物性残さ（食料品） | 131,633 | 48,815 | 121,308 | 44,986 | 92.2% |
| 産業廃棄物 | 家畜ふん尿 | 19,715,035 | 1,176,396 | 19,715,028 | 1,176,396 | 100.0% |
| | **小計** | **31,792,126** | **1,731,551** | **31,152,070** | **1,681,725** | **97.1%** |
| | 黒液 | 1,900,791 | 533,172 | 1,900,791 | 533,172 | 100.0% |
| | 廃棄物系バイオマス計 | 35,989,146 | 2,707,618 | 33,887,890 | 2,448,308 | 90.4% |

| 関連指標群<br>【関連指標等No.】 | 内　　容 |
|---|---|

**【補足データ】**
**２－補－④**
**未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量**

平成 30 年度の本道の未利用バイオマスの発生量及び利活用量は、下表のとおりとなっています。

| 区分 | 種類 | | 発生量 | | 利活用仕向量 | | 利活用率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 湿潤重量 | 炭素量換算 | 湿潤重量 | 炭素量換算 | (炭素量ﾍﾞｰｽ) |
| 未利用 | 農作物非食部 | | 1,437,151 | 411,456 | 1,251,459 | 358,293 | 87.1% |
| | | 稲わら | 509,236 | 145,794 | 444,552 | 127,275 | 87.3% |
| | | もみ殻 | 127,765 | 36,579 | 86,083 | 24,646 | 67.4% |
| | | 麦かん | 800,150 | 229,083 | 720,824 | 206,372 | 90.1% |
| | 林地残材 | | 940,000 | 248,329 | 676,000 | 178,586 | 71.9% |
| 未利用バイオマス計 | | | 2,377,151 | 659,786 | 1,927,459 | 536,878 | 81.4% |

**【補足データ】**
**２－補－⑤**
**バイオガスプラント施設数**

令和 2 年度の本道のバイオガスプラント施設数は、145 基となっており、横ばいとなっています。

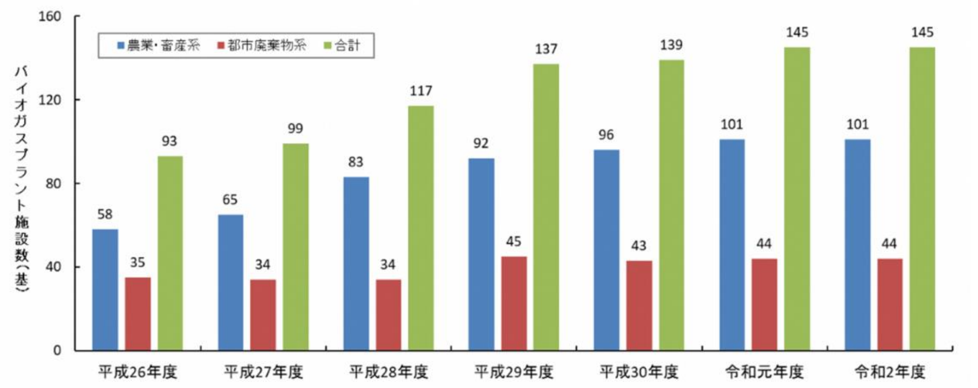


**【補足データ】**
**２－補－⑥**
**バイオマス活用推進計画等策定市町村数**

令和２年度の本道のバイオマス活用推進計画等策定市町村数は、54 市町村となっており、策定市町村は近年、横ばいとなっています。

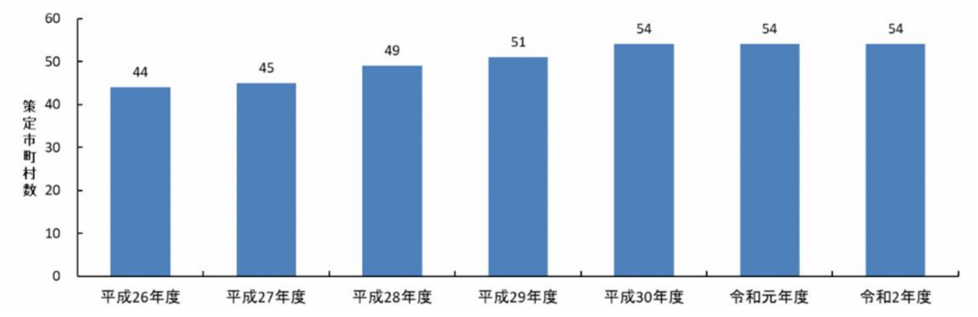


**【補足データ】**
**２－補－⑦**
**認定リサイクル製品数**

令和２年度までの北海道認定リサイクル製品数は 176 製品となっており、更新をせずに失効する製品もあるため、減少傾向となっています。

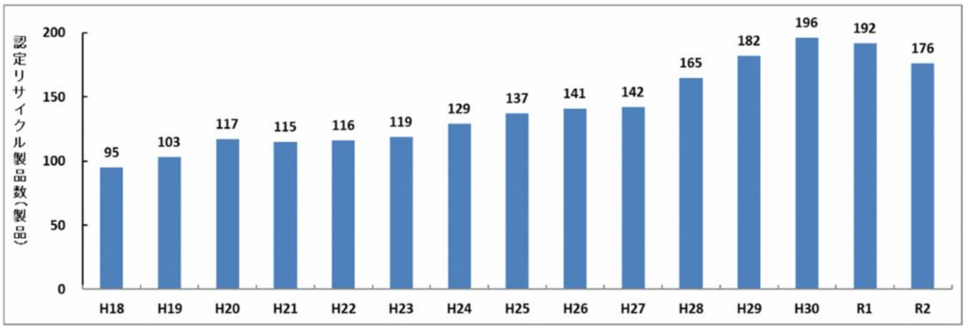

| 関連指標群<br>【関連指標等No.】 | 内　　容 |
| --- | --- |
| 【補足データ】<br>２－補－⑧<br>グリーン購入の<br>全庁的実施市町村数 | 平成 26 年度以降、グリーン購入を組織的に取り組んでいる市町村数は道内全市町村となっています。<br>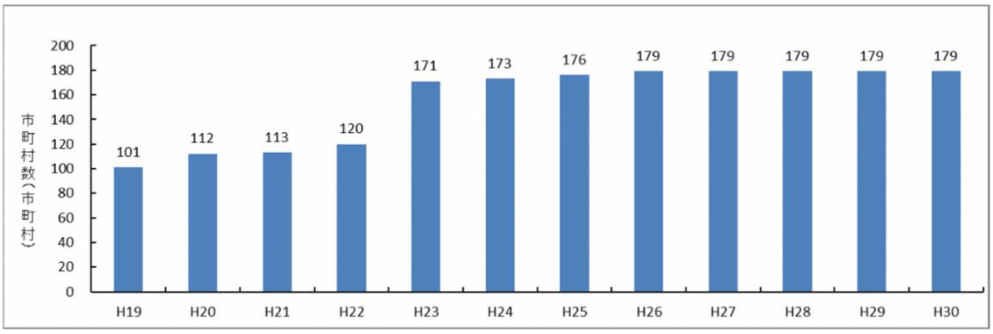<br> |

■令和２年度の主な取組

《３Ｒの推進》

○　循環型社会の構築に向け、３Ｒハンドブックの作成・配布のほか、３Ｒ啓発バス広告や３Ｒ推進キャンペーンの実施等により、広く３Ｒの普及啓発を実施しました。

○　使用済自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車リサイクル法に基づく登録・許可等に係る事務及び施設に対する監視指導等を行いました。

○　水産系廃棄物の適正処理と循環利用を促進するため、水産系廃棄物の実態調査を実施し、結果の情報共有を行いました。

○　建設リサイクル法に基づく適切な分別解体等を推進しました。
（対象建設工事届出件数：7,384件、違反パトロール延べ人数：59人）

《廃棄物の適正処理の推進》

○　産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業所及び処理業者の施設等の監視指導等を行いました。
　また、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、早期発見等のため、国や市町村、関係機関等で構成する地域戦略会議を開催したほか、ヘリコプターによるスカイパトロール、収集運搬車両に対する街頭指導、産廃110番（フリーダイヤル）の設置や啓発活動等を行いました。

○　室蘭に設置された施設（JESCO）において処理されているポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の期限内での確実、適正、円滑な処理を図るため、道と1都18県による広域協議会、学識経験者や各種団体の代表者などによる監視円卓会議、ＰＣＢ廃棄物処理事業報告会、北海道地域ＰＣＢ廃棄物早期処理関係者連絡会等を開催したほか、周辺環境のモニタリング等を実施しました。

○　自然環境等を保全するため、産業廃棄物の投棄禁止違反等の環境事犯を400件検挙しました。

《バイオマスの利活用の推進》

○　道内のバイオマス資源の有効活用を促進するため、フォーラム等の開催やメールマガジンの発行等を行いました。

○　低炭素社会の実現に有効な木質バイオマスの安定供給体制を確立するため、林地未利用材の集荷搬出に係る実証結果の普及や事例調査（3件）を行いました。
　地域における木質バイオマスの熱利用を拡大させるため、家庭用ペレットストーブの展示会（８回）や工務店向けの技術相談窓口の設置等を行いました。

《リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興》

○　北海道リサイクル製品（ブランド）認定制度を運用し、リサイクル製品の利用拡大を図りました。北海道認定リサイクル製品は、令和２年度（2020 年度）の新規認定（11 製品）を含め、計 176 製品となっています。（うち、４製品を北海道リサイクルブランドとして認定）

○　産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他廃棄物の適正な処理を促進し、循環型社会の早期実現を図るため、循環資源利用促進税を財源に、循環資源利用促進設備整備費補助事業（12 事業）、リサイクル技術研究開発補助事業（1 事業）により支援しました。
　また、北海道認定リサイクル製品のＰＲを実施しました。

○　生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効な利用促進を図るため、下水汚泥由来水素の製造・利活用や、廃石膏ボードからのリン回収リサイクル事業化についてのワーキンググループを設置し、それぞれの課題等について協議・検討したほか、循環産業における AI の活用等をテーマに資源リサイクルセミナーを開催しました。
　また、新たなリサイクル産業の創出を図り、循環型社会の形成を推進するため、ワーキンググループを設置してリサイクル産業創出支援の検討等を行いました。

■課題と今後の方向

○　「循環利用率」、「最終処分量」、「一般廃棄物の排出量」、「産業廃棄物の排出量」及び「一般廃棄物のリサイクル率」は目標の達成に向けて遅れが見られることから、引き続き、行政と事業者、市民団体等が連携し、ごみの発生抑制に向けて実効性のある取組を推進するとともに、３Ｒを進めるために、リサイクル技術の開発や施設の整備促進、循環資源の有効利用システムや再生品の利用拡大など３Ｒ推進のための仕組み・基盤を整備し、広く普及啓発を行い、道民、事業者、行政が一体となった運動を展開します。
　また、３Ｒ推進のための仕組み・基盤の整備を効果的に進めるため、既存の補助制度を活用するなどして、廃棄物の排出抑制・減量化等に関する取組みに対し支援します。

○　引き続き廃棄物の適正処理を推進するため、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、市町村が行う一般廃棄物処理計画の策定や見直しの際には、広域的かつ計画的に処理施設の整備が推進されるよう、技術的助言等を行うとともに、ごみ処理の広域化計画を見直し、さらなる広域化・集約化を進めていくほか、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理について指導し、一般廃棄物処理施設を整備する市町村の要望に見合う循環交付金の確保に努めます。
　また、災害が発生した際に円滑な災害廃棄物の処理が図られ、災害からの速やかな復興、復旧がなされるよう、国とも連携し、市町村を対象とした研修会の開催や災害廃棄物処理計画の策定を支援するモデル事業を実施し、市町村災害廃棄物処理計画策定を促進します。
　高圧トランス・コンデンサ、安定器等の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理については、処理事業を担う中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に対し、引き続き環境モニタリングや立入検査を実施し、安全かつ確実な処理事業を確保するとともに、期限内での処理完了に向けて、調査によるＰＣＢ廃棄物の把握や保管事業者に対する適正処理及び早期処理の指導を行っていくほか、微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の処理については、保管事業者等が行う判別を支援し実態把握を促進するとともに、処理に必要な情報を提供するなどして適正処理を推進します。

○　近年、本道のバイオガスプラント施設数や本道のバイオマス活用推進計画等策定市町村数はいずれも横ばいとなっているほか、道内に多様かつ豊富に存在するバイオマスについては種類や地域により偏りがあることから、「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、「北海道バイオマスネットワーク会議」において、道内のバイオマス利活用方策の検討、将来の事業化に向けた検討を進めるとともに、国の「バイオマス活用推進基本法」等を踏まえ、関係者と連携し、利活用システムの構築や施設整備を促進し、利活用技術の研究開発、利活用に関する普及啓発等を進め、バイオマスのエネルギーや製品としての利活用による地域循環圏の形成に向けた取組を総合的・計画的に推進します。

○　循環型社会ビジネスの振興については、本道の既存産業の技術基盤を活用したリサイクル事業の展開や、リサイクル産業が抱える原材料調達の量的・質的な不安定性、事業の経済性、リサイクル製品の需要開拓などの課題解決に向け、循環資源利用促進税等を活用して支援を行うとともに、リサイクル製品等に関する情報提供や、関係者が連携して取組を進めるための協議会の運営などにより、リサイクル産業の振興を図ります。

■施策分野の取組とＳＤＧｓの目標（ゴール）

令和２年度の取組結果について、ＳＤＧｓの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。

## ３　自然との共生を基本とした環境の保全と創造

■施策分野の目標とその達成状況

| | |
|---|---|
| 目　　標 | 自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する |
| 達成状況 | 本道のすぐれた自然地域の面積は、令和３年３月に厚岸霧多布昆布森国定公園が新規指定されたことから、増加しています。<br>自然公園等の地域の保全のため配置している自然保護監視員、鳥獣保護管理員及び生物多様性保護監視員は、近年は概ね横ばいの状況となっています。 |

| | |
|---|---|
| 目　　標 | 森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る |
| 達成状況 | 多様な生態系や水源涵養機能を有する森林の保全や整備、豊かな生物をはぐくむ潤いのある河川環境の保全・整備などの取組が特に求められる森林において、市町村が設定する「生物多様性ゾーン」の面積は着実に増加しています。 |

| | |
|---|---|
| 目　　標 | みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する |
| 達成状況 | 本道の一人当たりの広域公園面積は近年横ばいとなっており、道立公園の利用者数については、近年、増加傾向となっていましたが、平成３０年以降、胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症等の影響により利用者が減少しています。<br>水辺に集い憩える場が整備された河川空間の数は概ね順調に増加しているほか、緑化活動団体等の自発的な活動の定着により、道民との協働による森林づくりの取組が進んでいます。 |

| | |
|---|---|
| 目　　標 | 北海道らしい広域的な景観づくりを推進する |
| 達成状況 | 景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るために独自の計画等を定めることができる景観行政団体への移行市町村数は、近年微増傾向にあります。<br>また、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する広域景観形成推進地域には、現在、羊蹄山麓広域景観形成地域が指定されています。 |

| | |
|---|---|
| 目　　標 | 自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する |
| 達成状況 | 令和２年度の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、対前年比５４．５％となっています。 |

| | |
|---|---|
| 目　　標 | 動物愛護精神の普及を図る |
| 達成状況 | 動物の愛護及び管理に関する法律等の推進により、犬・猫の終生飼養など生命を尊重する動物愛護の意識が浸透し、引取数が減少したことや、道立保健所で引き取られた犬・猫の新しい飼い主を探す「新しい飼い主探しネットワーク事業」の推進や動物愛護団体などの協力により、犬・猫の安楽殺処分頭数は基準年（平成２８年度）に比べ、約７４％減少しており、目標を達成しています。 |

| | |
|---|---|
| 目　　標 | 希少野生動植物種の保護管理や、外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の確保を図る |
| 達成状況 | 道では、国と連携して、国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウの給餌事業を実施しており、これまでの取組の結果、タンチョウの個体数は令和３年１月の越冬分布調査により、過去最高となる1，500羽を超える数が観測され、直近３カ年平均では1，305羽となり、数値目標を達成しました。<br>平成２６年度からレッドリストの見直しを行い、これまで「哺乳類」、「両生類」、「爬虫類」、「昆虫（チョウ目、コウチュウ目）」、「鳥類」、「魚類」の６分類群について、道内に生息・生育する「野生動植物の目録」及び「改訂レッドリスト」を作成・公表するなど、希少野生動植物種の保護を総合的に進めています。<br>外来種については、アライグマ等の生息域が拡大し、農業被害が発生しており、在来種への影響が懸念されている状況にあることから、アライグマの計画的で円滑な防除の実現に向け、令和２年度末までに１４３市町村が外来生物法に基づく防除実施計画を策定していますが、策定数は近年横ばいとなっています。 |

| | |
|---|---|
| 目　　標 | 鳥獣の生息環境の保全や、鳥獣による農林水産業等被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する |
| 達成状況 | エゾシカ個体数指数は、東部地域については平成23年度をピーク着実に減少しているものの依然として高水準にあり、西部地域については、平成２４年度以降は一旦減少傾向が見られたものの、平成２７年度以降に再び増加に転じた可能性があるなど、目標の達成に向けて遅れが見られており、南部地域におけるエゾシカの生息状況も、増加が継続しています。<br>全道における令和元年度の狩猟免許所持者数は、認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲研修等の実施により微増傾向にあります。 |

■関連指標群の状況

<table>
<tr><td>関連指標群<br>【関連指標等No.】</td><td colspan="2">内　　容</td></tr>
<tr><td>個別指標３－個―①</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>1,158 頭<br>（平成 28 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">犬・猫の<br>安楽殺処分頭数</td><td>実績</td><td>217 頭<br>（令和２年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>579 頭<br>（令和９年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和２年度の本道の犬・猫の安楽殺処分頭数は、217 頭となっており、基準年（平成 28 年度）に比べ、約 81％（941 頭）減少し、目標を達成しました。<br>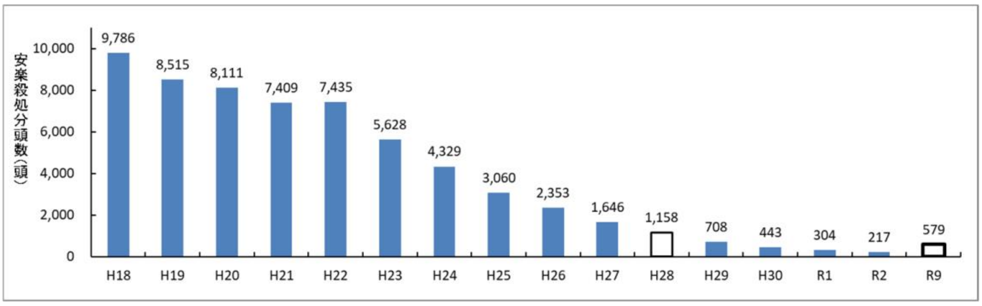
</td></tr>
<tr><td>個別指標３－個―②</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>139<br>（平成 27 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">エゾシカ個体数指数<br>（東部地域）<br><br>※　エゾシカ個体数指数とは、東部地域は平成５年度の値を１００として、各種調査の結果から毎年の生息動向を表したものです。<br>（個体数指数の計算方法を変更し、過去にさかのぼって算定し直しています。）</td><td>実績</td><td>128<br>（令和元年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>50<br>（令和３年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">北海道東部地域におけるエゾシカの生息状況は、平成 23 年度をピークに年々減少していますが、依然として高水準にあり、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。<br>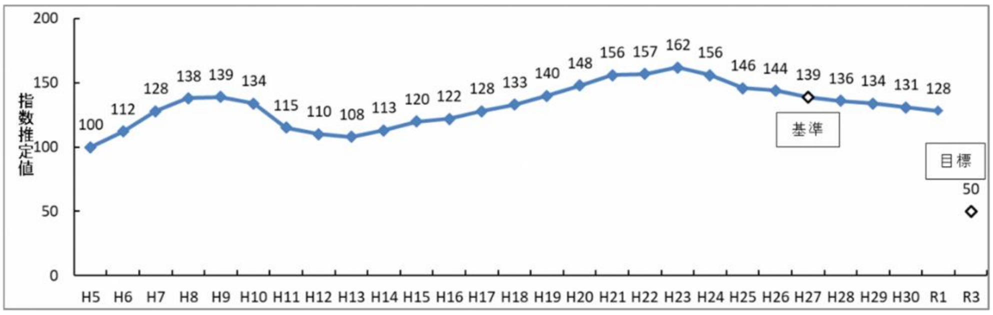
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>関連指標群<br>【関連指標等No.】</td><td colspan="2">内　容</td></tr>
<tr><td>個別指標３－個－③</td><td>計画策定時の現状<br>（基準年）</td><td>250<br>（平成 27 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">エゾシカ個体数指数<br>（西部地域）<br><br>※　エゾシカ個体数指数とは、西部地域は平成 12 年度の値を１００として、各種調査の結果から毎年の生息動向を表したものです。<br>（個体数指数の計算方法を変更し、過去にさかのぼって算定し直しています。）</td><td>実績</td><td>257<br>（令和元年度）</td></tr>
<tr><td>目標数値等</td><td>150<br>（令和３年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">北海道西部地域におけるエゾシカの生息状況は、平成 24 年度以降は一旦減少傾向が見られましたが、平成 27 年度以降に再び増加に転じた可能性があり、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。<br>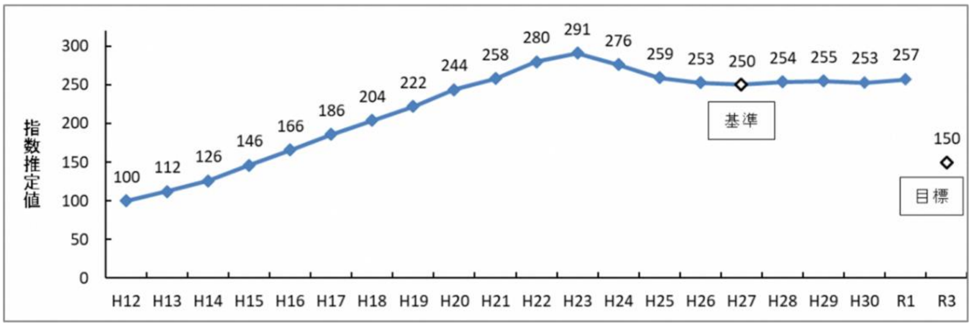
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－①<br>すぐれた自然地域の面積</td><td colspan="2">本道のすぐれた自然地域の面積は、令和３年３月に厚岸霧多布昆布森国定公園が新規指定されたことに伴い増加しています。（道立自然公園から区域を拡大し昇格）<br>※　自然公園(国立公園・国定公園・道立自然公園)及び自然環境保全地域等の面積の合計<br>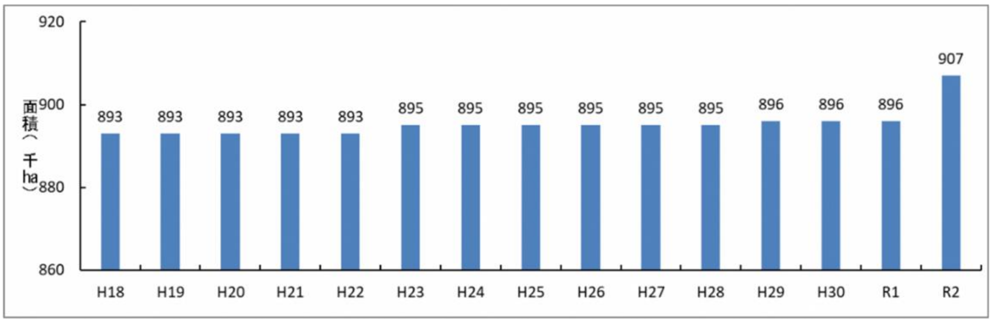
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－②<br>森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積</td><td colspan="2">生物多様性の保全のため特に整備・保全が求められる森林において設定する「生物多様性ゾーン」の面積は、着実に増加しています。<br>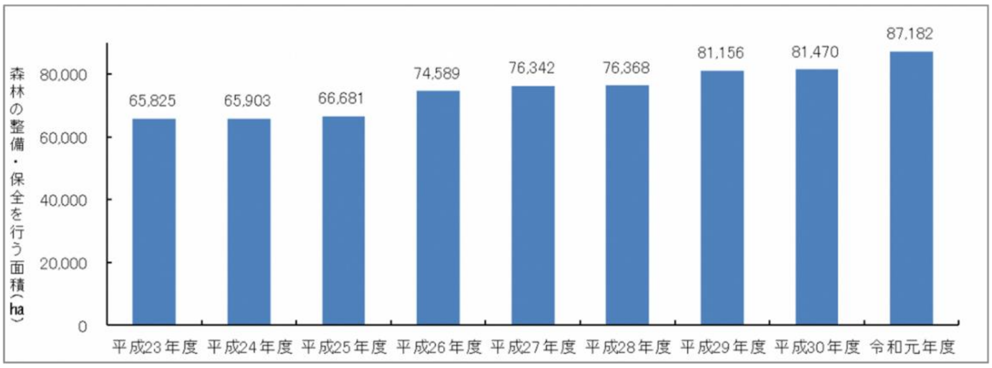
</td></tr>
</table>

| 関連指標群<br>【関連指標等No.】 | 内　　容 |
| --- | --- |
| 【補足データ】<br>３－補－③<br>一人当たり<br>広域公園面積 | 令和２年度末の本道の一人当たりの広域公園面積は、2.6m$^2$/人となっており、平成 26 年度以降は横ばいとなっています。<br>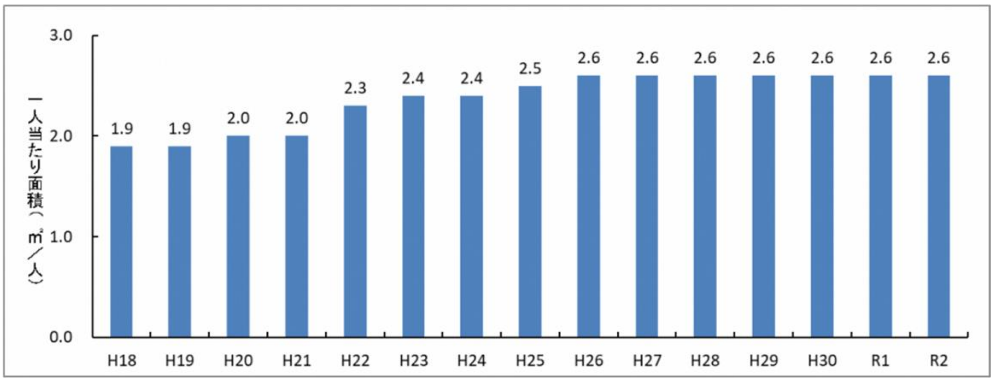 |
| 【補足データ】<br>３－補－④<br>道立公園利用者数 | 都市公園のうち道立公園については、順調に利用者数が増加を続けていますが、平成 30 年度は胆振東部地震や天候不順等、令和元年度から２年度は新型コロナウイルス感染症等の影響により、利用者が減少しています。<br>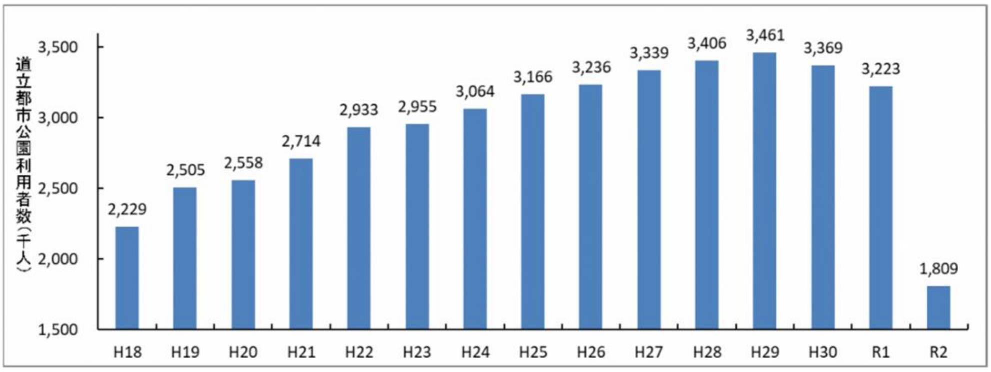 |
| 【補足データ】<br>３－補－⑤<br>水辺に親しめる<br>河川空間整備数 | 本道の水辺に親しめる河川空間整備数は、令和２年度までに 206 カ所となっており、着実に整備を進めている状況となっています。<br>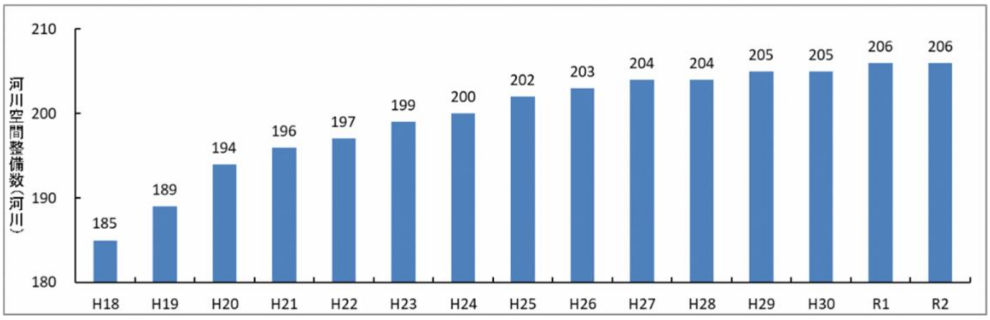 |

<table>
<tr><th>関連指標群<br>【関連指標等No.】</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑥<br>道民との協働により育てる樹木の本数</td><td>平成 20 年度から平成 27 年度までの道民との協働により育てる樹木の本数は累計約 560 万本となっています。なお、近年緑化活動団体等の自発的な活動の定着が進んできていることから、平成 27 年度実績をもって調査を終了しています。<br>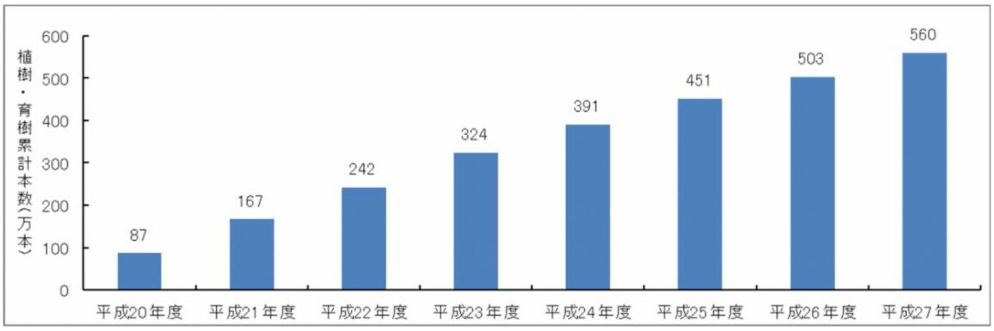
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑦<br>景観行政団体<br>移行市町村数</td><td>景観行政団体への移行市町村は、令和２年度までに 18 市町村となっており、近年微増傾向にありますが、一層の移行に向けて取り組む必要があります。<br>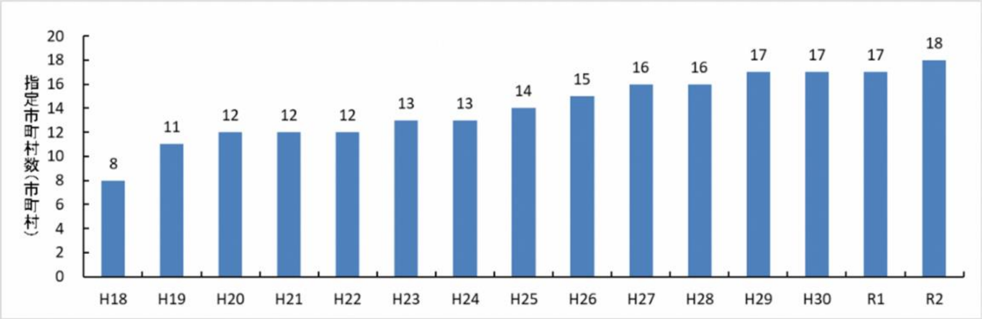
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑧<br>自然公園利用者数</td><td>令和２年度の本道の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、対前年比 54.5%となりました。<br>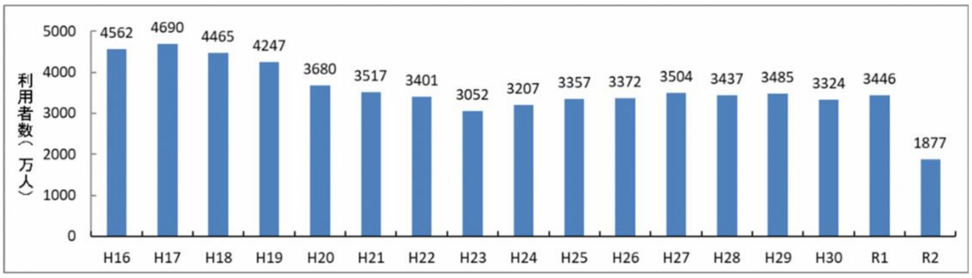
</td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑨<br>自然保護監視員等の人数と監視延べ日数</td><td>令和２年度の本道の自然保護監視員等の人数は 417 人、監視延べ日数は 7,228 日と近年は概ね横ばいの状況となっていますが、長期的には漸減しています。<br>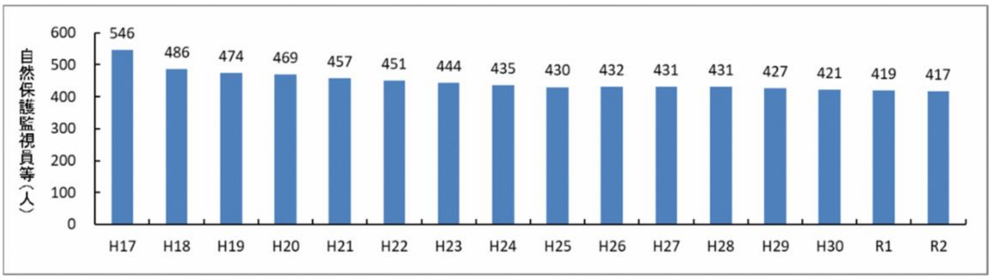
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>関連指標群<br>【関連指標等No.】</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３ー補ー⑩<br>タンチョウの生息数</td><td>越冬分布調査により観察されたタンチョウ生息数の平成 30～令和２年度の３年間の平均値は、1,305 羽となっています。なお、この調査は天候の状況等により観察数に大きな変動がほか、全ての個体を観察する調査手法ではないため、生息数をそのまま示すものではありません。<br>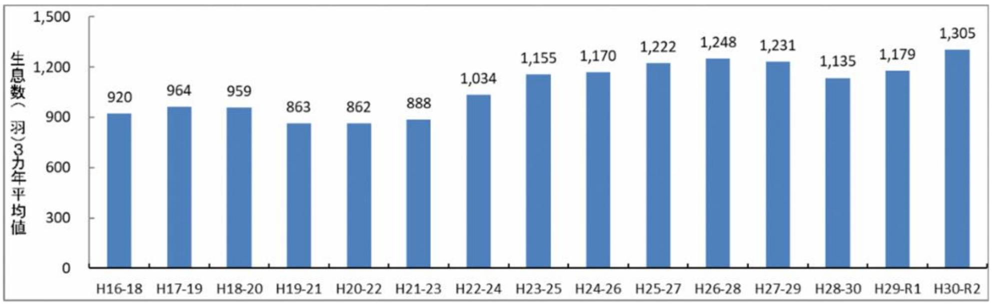<br></td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３ー補ー⑪<br>野生動植物の目録を作成した分類群の数</td><td>平成 26 年度に目録を作成する方針を定め、令和２年度までに本道の野生動植物の目録を作成した分類群の数は「哺乳類」、「両生類」、「爬虫類」、「昆虫（チョウ目）、（コウチュウ目）」、「鳥類」、「魚類」の６つとなっています。<br>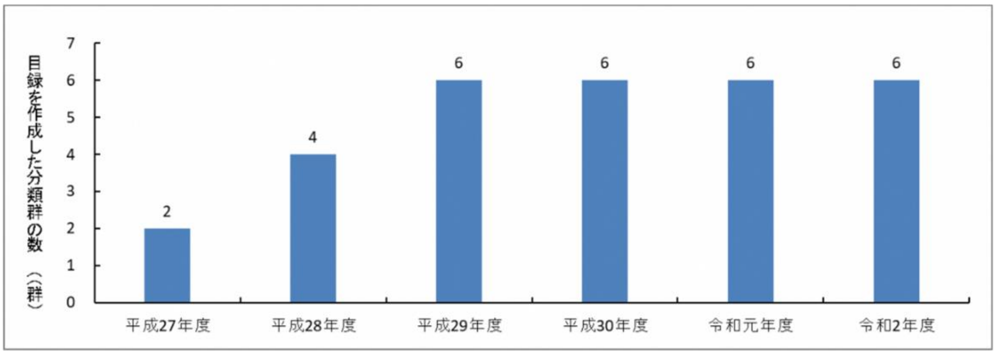<br></td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３ー補ー⑫<br>「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数</td><td>「アライグマ防除実施計画」を策定している道内の市町村は令和２年度で 143 市町村となっており、近年は横ばいの状況です。<br>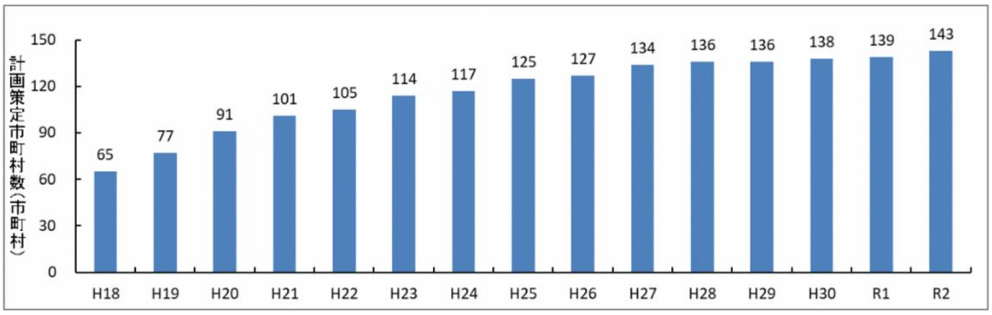<br></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>関連指標群<br>【関連指標等No.】</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑬<br>エゾシカ捕獲数及び<br>農林業被害額</td><td>令和元年度に約 38 億円であったエゾシカによる農林業被害額は令和２年度は約 41 億円と増加しており依然として高水準です。道では捕獲対策の強化を図っており、令和２年度の捕獲数は約 13.0 万頭となっています。<br>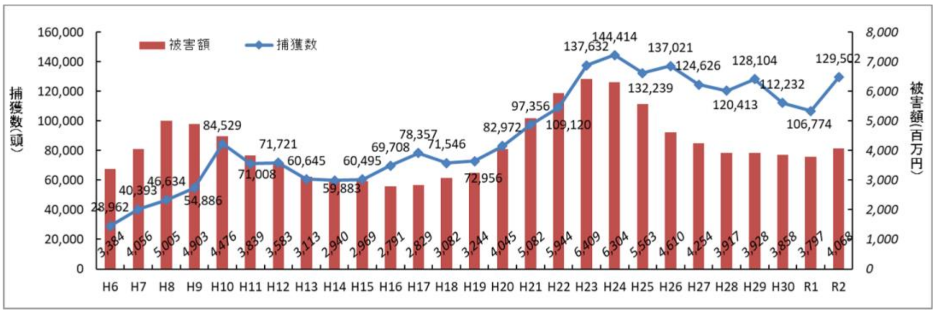<br></td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑭<br>エゾシカ推定生息数</td><td>全道におけるエゾシカの推定生息数は平成 23 年度から減少に転じ、令和２年度はピーク時より 10 万頭少ない約 67 万頭と推定されています。<br>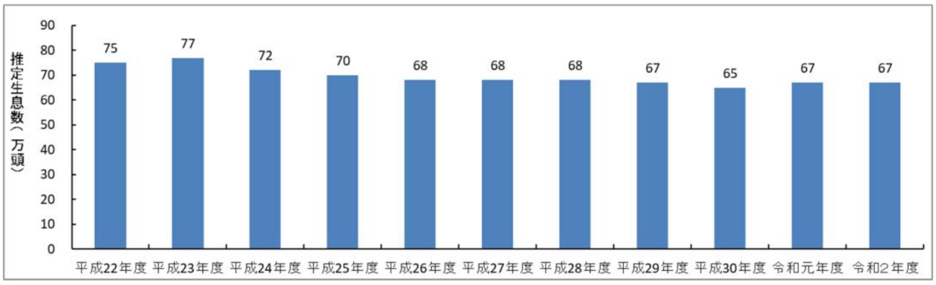<br></td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑮<br>狩猟免許所持者数</td><td>全道における令和元年度の狩猟免許所持者数は 11,907 人であり、微増傾向にあります。<br>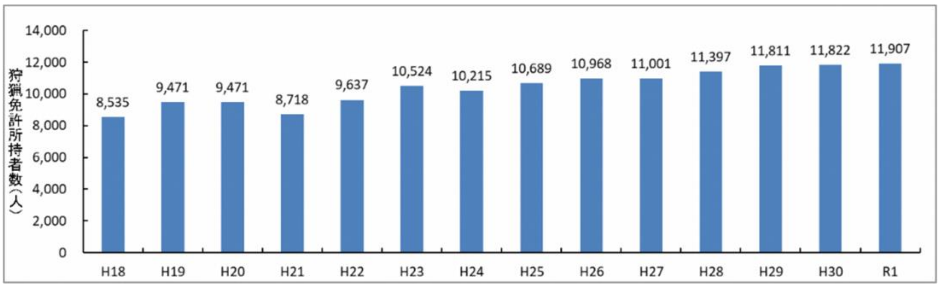<br></td></tr>
<tr><td>【補足データ】<br>３－補－⑯<br>エゾシカ個体数指数<br>（南部地域）<br>※　エゾシカ個体数指数とは、南部地域は平成 23 年度の値を１００として、各種調査の結果から毎年の生息動向を表したものです。<br>（個体数指数の計算方法を変更し、過去にさかのぼって算定し直しています。）</td><td>北海道南部地域におけるエゾシカの生息状況は、増加が継続しています。<br>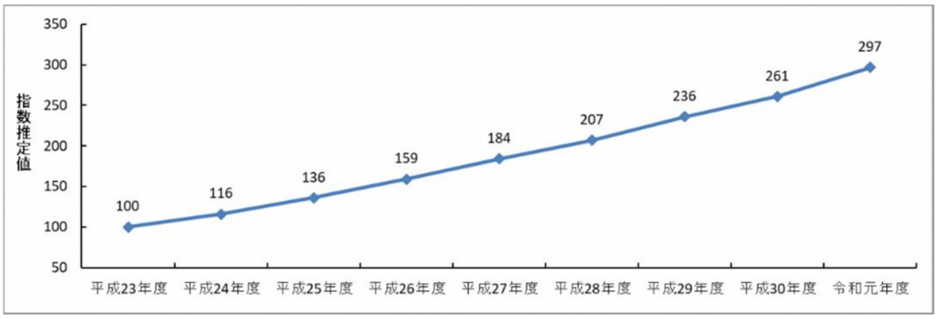<br></td></tr>
</table>

■令和２年度の主な取組

《すぐれた自然環境の保全》

○　各自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理、利用者や狩猟者の指導及び希少種の保護監視等を行うため、自然保護監視員等を配置し、自然環境の保全を図りました。（自然保護監視員134名、鳥獣保護管理員283名、生物多様性保全監視員249名（兼務含む））

○　社会的情勢及び自然環境の変化に対応した適正な保護と利用を図るため、大沼国定公園、檜山道立自然公園の公園計画の点検等を行いました。

○厚岸道立自然公園とその周辺地域について、国定公園の指定を受けるために、自然環境等の必要な調査の実施や地元協議会を開催するとともに、各関係機関と調整を実施しました。

《公益的な機能の高い森林の保全》

○　森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資するため、造林や間伐、路網整備などを行いました。

○　希少な野生動植物の保全、渓畔林などの森林の連続性の確保を図るため、生物多様性保全の森におけるモニタリング調査や保残伐施業の実証実験などを実施しました。

《快適な環境の保全と創造》

○　津波、高潮及び侵食被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備を行い、地域特性に応じた自然環境と共生する海岸づくりを進めるため、海岸保全施設整備事業を8地区で実施しました。

○　漁業者等が行う藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動に支援を行いました。
（藻場:母藻設置、食害生物の除去、岩盤清掃など、干潟:耕うん、客土、堆積物の除去など）

○　旧琴似川など５河川において、親しみやすい川・水質の改善・魚道の整備などの「生きている川づくり」を行いました。

○　然別川、久著呂川など6河川において、魚類の遡上に支障となっている河川横断工作物の改築や自然環境が消失又はその恐れのある河川の自然環境の保全・復元を行いました。

○　十勝エコロジーパークや真駒内公園など都市公園の施設改修等を実施しました。

《北海道らしい景観の形成》

○　北海道らしい景観の形成を図るため、道とイオン株式会社との包括連携協定に基づく「ほっかいどう遺産ＷＡＯＮ」の寄付金を活用し、北海道遺産の保全・活用事業への助成を行ったほか、株式会社伊藤園からの商品売上金額の寄付金を活用し、北海道遺産の自然環境保護活動を行いました。

○　良好な景観形成と風致の維持を図るため、屋外広告物の許可（3,217件）及び指導（655件）を行いました。
　また、景観づくりに取り組んでいる企業の活動を道ホームページへ掲載するとともに、ロゴマークを提供するなどの支援を行いました。

《知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用》

○　国や地元自治体等と連携･協力して、その類い希な自然環境を将来にわたり保全・管理するため、サケ科魚類モニタリング調査を行いました。

《自然とのふれあいの場と機会の確保》

○　国立、国定及び道立自然公園の適正な利用と景観保全を図るため、51施設で補修・改良等を行いました。

○　道民が安全かつ自由に森林を利用できるよう、58カ所で草刈りや散策路の補修等必要な維持管理を行いました。
　また、森林づくりに対する道民の理解の醸成を図るため、地域のニーズに応じた森林ふれあいプログラム（346回）の提供や季節情報誌の発行（17森林室）を行いました。

○　全道規模での森づくり活動のネットワークの強化・拡大を図るため、道民森づくりの集いを開催

しました。（参加者数657人）
　また、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として令和3年秋に開催する第44回全国植樹祭に向けて、基本計画や実施計画（案）を策定するとともに、お手入れ会場におけるお手入れ樹木の管理、会場整備、記念植樹等を実施しました。

《自然の適正な利用》

○　自然公園の優れた風致景観維持のため、道内の重要・主要な自然公園等の地域において、美化清掃活動の推進のほか、適正利用のためのマナー普及等を図りました。
　また、自然公園内行為に係る現地調査・巡視、スノーモビル等の乗り入れ規制地区における案内標識、制札の設置・更新のほか、大雪山国立公園利用者への指導を行いました。

○　アウトドア活動の振興を図るため、アウトドアガイド等の認定、北海道アウトドア資格制度推進委員会の運営、資格制度普及ＰＲ等により、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進しました。

《飼養動物の愛護と管理》

○　動物の適正な飼養及び取扱いを推進するため、動物の不適正飼養者及び動物取扱業者への立入検査や苦情処理対応、犬・猫の引取り業務（返還、譲渡、安楽殺処分）を行いました。
　また、道民の動物愛護精神の高揚を図るため、動物愛護週間行事などの普及啓発を行いました。

《希少野生動植物種の保護》

○　希少野生動植物種保護対策として、ヒダカソウなどの指定希少野生動植物種のモニタリングを実施し、国と連携したタンチョウの保護増殖事業を実施したほか、レッドリストの見直し作業を進めました。

《外来種の防除の推進》

○　生息域が全道に拡大し、農業被害の増大に加え生態系に影響が生じている外来種のアライグマについて、生態データを収集するとともに、捕獲の省力化を検証するモデル事業を実施しました。

○　「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、道内の生物多様性に著しい影響を及ぼす又はそのおそれがある指定外来種であるアズマヒキガエルの目撃情報を道のホームページで公表し拡散防止について普及啓発を行うとともに、特定外来生物であるアライグマやセイヨウオオマルハナバチの捕獲などを実施し、外来種の防除を推進しました。

○　魚食性が強く水産資源に与える影響が懸念される外来魚について、生息状況の把握や地元と連携した外来魚の駆除（ブラウントラウト：渡島管内6河川）のほか、外来魚の移植禁止の周知を図るための啓発活動を行いました。

《野生鳥獣の適正な保護管理》

○　野生鳥獣の適切な保護管理を行うため、鳥獣保護区(９カ所)及び特定猟具使用禁止区域(13カ所)の指定等を行い、案内板や制札を整備しました。
　また、アザラシ類の現状や漁業被害対策などについて評価・検討を行うため、学識経験者等からなる北海道アザラシ管理検討会を開催（2回、うち1回は書面開催）しました。

○　人とヒグマとのあつれき軽減とヒグマ個体群の存続を両立するため、ヒグマ対策地域連絡協議会の開催（全道10振興局）、ヒグマ注意特別期間の設定による啓発活動、ヒグマ個体群動態調査・広域痕跡調査等のほか、ヒグマ保護管理人材育成研修会（6回）、ヒグマ保護管理検討会（１回）を開催しました。また、地上における追払装置の開発及び効果検証、画像（動画）からのヒグマ検出するＡＩの開発、ヒグマ探索のためのドローンの飛行実験等を行うとともに、ヒグマ地域個体群生息数推定に係る現地調査を行いました。

○　地域における安定的なエゾシカ捕獲体制を維持するため、認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲

研修等を行い、経験の少ない狩猟者を対象に捕獲技術の向上を促進しました。
　また、銃を扱うハンターが高齢化に伴い減少する中、増加するエゾシカ食肉の需要に対応するため、ICTを活用したくくりわな捕獲管理体制の効率化等検証を行うとともに、ICT活用モデルPR資料を作成しました。

○　エゾシカの個体数を適正に管理し被害の低減を図るため、エゾシカ保護管理計画に基づき、エゾシカ対策協議会の開催、生息環境・捕獲状況調査等の実施、指定管理鳥獣捕獲等事業（全道9地域、合計735頭捕獲）のほか、狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を行いました。

○　エゾシカの地域ブランド化推進と消費拡大等による有効活用に向け、エゾシカ肉処理施設認証制度の運用及び認証取得施設の増加を図るとともに、シカの日参加店を中心としたエゾシカウィークや、道内各地で出前講座等を実施しました。また、エゾシカの地域資源としての一層の活用に向け、捕獲したエゾシカを食肉処理施設へ搬入する経費等を支援したほか、狩猟者を対象とした衛生管理等の技術取得のための講習会を開催しました。

○　エゾシカによる森林被害防止のため、広域かつ計画的な捕獲や行動把握調査を行うとともに、囲いワナによる生体捕獲や、森林内にエサを設置しての誘引捕獲を実施したほか、道有林内の林道等の除雪による捕獲環境の整備によりエゾシカ捕獲を推進しました。

○　地域が主体となった総合的な鳥獣被害対策を推進するため、有害駆除や農用地への侵入防止策の整備等を実施しました。

○　漁業被害の防止・軽減化のため、漁業者ハンターの育成を行うとともに、オットセイによる漁業被害軽減に係る検討会へ参画し、海獣類による総合的な被害防止対策を行いました。

■課題と今後の方向

○　近年、自然公園の利用形態が多様化し、急激に社会情勢や自然環境が変化してきていることなどを踏まえ、北海道の貴重な自然環境を保全し、後世に引き継いでいくため、自然保護監視員等による監視活動を継続実施するなど、自然公園や道自然環境保全地域等のすぐれた自然環境を適切に保護・管理するとともに、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用について普及啓発を進めていきます。

○　森林の二酸化炭素吸収機能による地球温暖化防止など、森林の持つ多面的機能の発揮に対する道民の期待が高まっていることから、人工林の間伐や更新を計画的に推進するなど森林の整備を適切に進めます。

○　これまで藻場や干潟等の保全活動を実施していた漁業者の減少・高齢化に伴い、藻場・干潟の減少や機能低下が進行しているため、関係者と連携し、河川・湖沼・海岸など、多様な水辺空間の保全と整備に努めます。

○　「北海道知床世界自然遺産条例」に基づき、知床の自然環境の保全と適正な利用を進めるため、関係機関と連携しながら各種モニタリングを継続していくほか、「知床エコツーリズム戦略」を踏まえた知床世界自然遺産の適正な保全と利用に向けた取組を進めるとともに、「知床の日」の普及啓発に努め、知床世界自然遺産の将来世代への継承を図ります。

○　令和２年度の本道の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、対前年比 54.5%となりました。
　引き続きすぐれた自然環境を適切に保護・管理するため、自然公園等の美化活動を推進するほか、近年は様々なアウトドア活動やより深い自然体験へのニーズが高まっていることを踏まえ、適正な利用を促進し、自然とふれあう場や機会の提供に努めます。
　また、アウトドア資格制度の運営を通じ、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進するほか、地域の特性を生かしたエコツーリズム、グリーン・ツーリズム等を推進します。

○　犬・猫の安楽殺処分頭数は減少していますが、今後も、犬猫の所有者に対し終生飼養などの飼い

主責任を啓発することにより、犬猫の引取り数を減少させるとともに、所有者明示措置の推進による飼い主への返還数の増加や譲渡事業の推進による安楽殺処分数の減少を図ります。
　また、動物による迷惑行為について、飼い主への適正飼養の啓発を行うとともに、必要に応じて立入調査などの対応を行います。

○　希少野生動植物種については、引き続きモニタリングの実施やレッドリストの見直しを進め、生息・生育状況等を的確に把握するとともに「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」や「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、希少野生動植物種の保護対策を進めます。
　また、タンチョウの生息数は近年安定しており､徐々に生息域が拡大する傾向にありますが、越冬期には給餌場に集中しており、高病原性鳥インフルエンザなどの感染症が発生すると、一気に個体数が減少するおそれがあるため、関係機関が連携して引き続き越冬地の分散を進めます。

○　農業被害の増加や本道固有の生態系への影響等が懸念されているアライグマについては、防除実施計画が未策定の市町村に策定を促すとともに、市町村等と連携して「春期捕獲推進期間」を設定するなどして防除の取組を進めます。
　また、ブラウントラウトについては、遊漁者が利用している実態があるため、遊漁者の理解促進と併せて駆除を行っていくとともに、ブルーギルやブラウントラウトについては、河川等で再生産（繁殖）しており撲滅までに時間を要することから、さらなる拡散防止に向け検討を進めます。

○　アザラシの生息数増加に伴う漁業被害が深刻化していることから、漁業被害軽減に向け、個体数、行動圏、生態に関する知見を蓄積し、管理計画に基づく適正な個体数管理を推進します。

○　集落付近への出没や農作物被害が増加しているヒグマについては、平成29年3月に策定した全道のヒグマ対策の指針となる「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、将来にわたって地域の危機管理体制を構築し、人身・農業被害などヒグマによる軋轢の軽減と地域個体群の存続に向けた取組を推進するため、ヒグマ捕獲技術者や保護管理を担う人材を育成するとともに、ヒグマによる人身被害について注意喚起などの啓発活動を継続して行います。

○　多大な農林業被害等をもたらしているエゾシカについて、近年、生息数は減少傾向にあるものの依然目標数値より高く、天然林の樹皮剥離や林床植物の採食、高山植生の変化など、生態系への悪影響や交通事故の増加など人間とのあつれきが顕著であることから、「北海道エゾシカ管理計画（第５期）」に基づき、適正な個体数の管理に向け、捕獲の促進や担い手の確保、有効活用の推進など、総合的な対策を進めます。

○　広域景観形成推進地域の指定については、現在、羊蹄山麓広域景観形成地域が指定されていますが、地域を形成する市町村の意識の共有等に時間がかかることから、平成１８年度以降は変化がない状況です。今後も「北海道景観形成ビジョン」に基づき「美しい景観のくに、北海道」を目指した取組を推進します。

○　トド等海獣類による漁業被害は近年減少傾向にあるが、依然として大きな被害となっており、近年、個体数が回復、増加していることから、トドによる漁業被害軽減を図るため、国が策定した「トド管理基本方針」に基づき、対策を推進します。

■施策分野の取組とＳＤＧｓの目標（ゴール）

　令和２年度の取組結果について、ＳＤＧｓの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。